

東久留米市 第5次長期総合計画 基本構想・基本計画

みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米



東久留米市

第5次長期総合計画の策定にあたって

令和2年、当市は市制施行50年という記念すべき節目を迎えました。この節目を市民の皆さまと迎えられたことは大変喜ばしいことであり、今日の東久留米市を築いてこられた先人の皆さまのご尽力に深く感謝を申し上げます。また、この節目を単なる通過点ではなく、新たなスタートとして捉え、更なる市の発展の原動力としたいという想いでおります。



当市は都心から電車で約30分、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、都市圏における住宅都市として発展してきました。市制施行された昭和45年、市の人口は約7万8千人でしたが、現在は約11万7千人となっており、市の発展とともにまちの様子も大きく変わってきております。一方で、湧水や清流をはじめとする豊かな自然環境は市の魅力であり、貴重な財産となっています。

さて、当市では平成23年3月に第4次長期総合計画を策定し、市政運営に取り組んでまいりました。この間、元号が平成から令和に変わり、新たな時代が始まりましたが、少子高齢化や社会インフラの老朽化など、当市を取り巻く状況は引き続き厳しく、また、新型コロナウイルス感染症発生による新たな課題も生じてきております。

しかし、こうした厳しい状況のなかでこそ、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営に取り組み、前向きに、力強く東久留米市を前進させていかなければなりません。この度策定しました第5次長期総合計画の基本構想に掲げるまちの将来像「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」は、当市の魅力を表しつつ、市民みんなが主役となって、力強くまちづくりを進めていく、まさにこれからの東久留米市にふさわしいまちの将来像となっております。このまちの将来像の実現のため、市民のみなさまと共にまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本長期総合計画の策定にあたりまして、アンケート調査やワークショップ、市民フォーラム、パブリックコメントなど、さまざまな場面で貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆さま、長期総合計画基本構想審議会委員の方々に心より感謝を申し上げます。

令和3年2月

東久留米市長

並木克巳

市民憲章

さわやかな空気と、水と緑に恵まれた東久留米。そこには古くから、武蔵野の自然と人間の営みがありました。

わたくしたちは、この先人の歩みを大切に、未来へつなげるふるさととしてここに新しい文化を育て、よりよいまちをつくるため、市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

自然を生かし、清潔で調和のとれたまちをつくります。

お互いを重んじ、心をくばり、誰もが明るく暮らせるまちをつくります。

こどもたちがいきいきと育ち、おとしよりも生きがいのあるまちをつくります。

自由を愛し、勇気をもって秩序あるまちをつくります。

知恵をだしあい、進んでまちづくりに参加し、住みよい東久留米をつくります。



市章

「東久留米」の「ひ」の字をメカニックにデザインし、円という静止の状態から外へ飛躍しようというイメージを表現し、新しく発展していく東久留米市を象徴しています。昭和45年10月1日に制定されました。



市の木「イチョウ」

市の木「イチョウ」は、優雅で、緑濃く、公害に強いなど、都会的な樹木です。特に秋の黄葉はみごとで、その落葉の景観はすばらしく、本市のシンボルとしてふさわしいものです。



市の花「ツツジ」

市の花「ツツジ」は、植樹もしやすい家庭的な花で、「万葉集」にも詠まれるほど古くから愛されています。一輪一輪のつつましい美しさ、群生の華麗さは市民に親しまれる要素として十分なものがあります。



市の鳥「オナガ」

市の鳥「オナガ」は、スズメ目カラス科の鳥で、四季を通じて本市に生息しています。オナガどうしは仲がよく、力を合わせて事に当たるという習性があり、市の鳥としてふさわしいといえます。

目次

基本構想

はじめに	1
第5次長期総合計画の体系と基本構想の役割	1
目標年次	1
1. まちの将来像	2
2. まちづくりの基本理念	2
3. まちづくりの基本目標	2
4. 基本構想実現のために	8
5. 基本目標の体系	9
6. 将来人口と土地利用に関する方針	10

基本計画

基本計画の趣旨	13
基本計画の期間	13
施策の体系	14
基本計画の見方	16

基本構想実現のために

I. 協働によるまちづくりの推進	20
I - 1 市民協働の推進	20
I - 2 市民参加の推進に向けた情報の共有	21
II. 互いに尊重しあえる意識の醸成	22
II - 1 平和意識の醸成と基本的人権の尊重	22
II - 2 男女共同参画の推進	23
III. 持続可能な行財政運営	24
III - 1 行政改革の推進	24
III - 2 計画的な財政運営	25
III - 3 人材の育成と活用	26

共に創るにぎわいあふれるまち

1. 地域経済の活性化	28
1 - 1 商工業の活性化及び新たな産業などの創出	28
2. 都市農業の振興	29
2 - 1 都市農業の活性化	29
3. 地域力の向上	30
3 - 1 コミュニティ活動への支援	30

4. 生涯学習の推進	32
4 - 1 生涯学習活動の充実	32
4 - 2 図書館サービスの充実	34
4 - 3 文化財の保護・活用	36
4 - 4 市民スポーツの振興	37

安心して快適にすごせるまち

1. 安全・安心な地域づくり	40
1 - 1 災害対策の充実	40
1 - 2 防犯対策の充実	42
1 - 3 交通安全の推進	44
1 - 4 消費生活の向上	46
2. 快適な住環境整備の推進	47
2 - 1 道路の整備	47
2 - 2 都市的土地利用と良好な住環境の形成	48
2 - 3 交通環境の充実	50
2 - 4 公共下水道の維持管理・整備	52

いきいきと健康に暮らせるまち

1. 支え合う地域福祉の推進	56
1 - 1 地域福祉基盤の育成・強化	56
1 - 2 生活の安定と自立に向けた支援	57
2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり	58
2 - 1 交流の場と安全の確保	58
2 - 2 自立生活への支援	60
2 - 3 介護保険制度の運営	62
3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり	64
3 - 1 日常生活への支援	64
3 - 2 日中活動への支援	66
3 - 3 障害児への療育支援	68
4. 健やかな生活を支える保健医療の推進	70
4 - 1 保健医療体制の充実	70
4 - 2 健康づくりの推進	72
4 - 3 医療保険制度の運営	74

子どもが豊かに成長できるまち

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり	76
1 - 1 幼児教育・保育の充実	76
1 - 2 親と子の健康の確保及び増進	78
1 - 3 子育て家庭の経済的負担の軽減	80
1 - 4 家庭・地域における子育て支援	82
2. 子どもの未来を育む学校づくり	83
2 - 1 人権尊重と健やかな心と体の育成	83
2 - 2 確かな学力の育成	84
2 - 3 信頼される学校づくり	86

自然と共生する環境にやさしいまち

1. 水と緑を守り育てる環境づくり	90
1 - 1 水と緑の保全と活用	90
2. 地球環境にやさしい暮らしづくり	92
2 - 1 総合的環境施策の推進	92
2 - 2 循環型社会形成の推進	94

資料編

基本計画とSDGsとの関係	96
東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例	100
東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿	101
諮問書	102
答申書	102
答申にあたって	103
東久留米市長期総合計画基本構想審議会審議経過	104
市民参加事業の状況	105
主な市民参加事業の実施概要	106
東久留米市第5次長期総合計画策定委員会設置要綱	109
用語集	112

基本構想

はじめに

東久留米市では、平成23年度から10年間を計画期間とする「東久留米市第4次長期総合計画」において、『“自然 つながり 活力あるまち”東久留米』をまちの将来像とし、その実現に向けまちづくりを進めてきました。

この間、東久留米市を取り巻く社会情勢は大きく変動してきました。少子高齢化や人口減少等の状況に対し、行政に求められる課題はますます多様化、複雑化してきており、限られた資源を効果的・効率的に活用するなかで、持続可能な行政運営を図っていくことが求められています。

一方で、情報通信技術や人工知能等の技術革新のみならず、自然災害の頻発・激甚化や新たな感染症の感染拡大により、社会全体の変化とともに、地域社会、地域経済のあり方や私たちの生活様式が変わっていくことが予想されます。

こうした中にあっても、市のめざすべき「まちの将来像」の実現に向けた、長期的な視点と広い視野を有する総合計画は、自治体経営の進むべき指針を示すものとして、重要な役割を担うものとなります。

これまで培ってきた東久留米市のイメージを継承しながらも、未来に希望をもって一人ひとりがいきいきと暮らし、人々が行き交い、まちが潤い、魅力あふれるまちとなることをめざし、基本構想を策定することとします。

第5次長期総合計画の体系と基本構想の役割

第5次長期総合計画は、基本構想・基本計画から構成され、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられるものです。

基本構想は、東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。

基本計画は、基本構想の目標達成に向けた取り組みが創意工夫のもとになされていくよう、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

目標年次

本基本構想の目標年次は、令和12(2030)年とします。

1. まちの将来像

東久留米市のまちの将来像として、

「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」

を掲げます。

東京都で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた

落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流に象徴される

水や緑と土が織りなす風景は、東久留米市の誇りです

わたくしたちは、未来に希望をもって一人ひとりがいきいきと暮らし

人々が行き交い、まちが潤い、魅力あふれるまちをめざし

本基本構想におけるまちの将来像として

「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」を掲げます

2. まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現するための、まちづくりの基本理念は、第4次基本構想を継承し、

「みんなが主役のまちづくり」

とします。

まちづくりの主役である市民一人ひとりは、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

3. まちづくりの基本目標

まちの将来像を実現するために、5つの「基本目標」を定め、基本目標を達成するための諸施策を「基本的な施策」（基本目標を達成するための施策の大綱）として展開します。基本的な施策は、基本計画の骨格ともいえるべき方針を示したものです。

なお、基本目標を達成するための諸施策を展開していくことは、持続可能な開発目標（SDGs）¹の達成に向けた取り組みの推進に資するものと考えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ 1 国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

基本目標：共に創るにぎわいあふれるまち

地域産業は、雇用を生み出すとともに、まちの活力を創出する重要な役割を担っています。地域産業の活性化と、新たなまちの魅力や価値の創出には、生産者と消費者がつながりを持ち、地域住民や関係団体等との共創による取り組みが必要です。

社会環境の変化や価値観の多様化によって、人と人との関わりや地域コミュニティの意識が薄れている中、地域住民が互いに助け合い、だれもが地域の担い手として活躍することができる環境づくりが求められています。

市民だれもが地域においてスポーツや文化・芸術に親しむことができ、生涯学習等の多様な活動に取り組むことをとおして、豊かな人生を送るなかで、地域の課題解決に主体的に関わっていくことができる環境づくりが求められています。

市民一人ひとりの活動や地域の活動で生まれた活力を源に、地域住民や関係団体、事業者等と共に産業の活性化を図り、まちの魅力を高めながら、訪れたいくなる、そして、住みたいくなる、にぎわいあふれるまちをめざします。

<基本的な施策>

○地域経済の活性化

さまざまな産業振興の支援とともに、市内の資源を活かした新たな産業などの創出を図り、地域経済の活性化に努めます。

○都市農業の振興

多面的機能を有する都市農地の保全に努めるとともに、農業者支援制度や市内農産物のPRを強化しながら、地産地消を推進し、都市農業の振興を図ります。

○地域力の向上

地域住民相互の連携を推進し、コミュニティ活動への参加を促すなど、地域コミュニティの活性化に努めるとともに、多世代・多文化交流や地域間交流を図り、地域力の向上に努めます。

○生涯学習の推進

あらゆる世代がスポーツや文化・芸術に親しむことができる機会や、共に学び合うことができる機会を増やし、市民一人ひとりが主体となって地域の文化の発展や多様な地域活動に活かすことができるよう、生涯学習の推進に努めます。

基本目標：安心して快適にすごせるまち

市民の生活を脅かす突然の災害や感染症など、さまざまなリスクから身を守るためには、行政による「公助」の取り組みと連携し、自分の身は自分で守る「自助」や近所の人達と助け合う「共助」による取り組みを進める必要があります。

だれもが安心して、より快適に暮らせるよう、すべての生活者・利用者の視点に立った、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインによる都市基盤づくりが求められています。

東久留米で生まれ育った人も、移り住んだ人も、このまちに愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思えるようにするためには、快適で魅力ある都市空間を創ることが必要です。

地震や台風、豪雨などによる災害に強く、だれもが安心して、快適に過ごすことができ、いつまでも住み続けたいと思えるまちをめざします。

<基本的な施策>

○安全・安心な地域づくり

市民の安全を守るため、自然災害に備えた防災対策の充実とともに交通安全対策を推進します。また、消防・防犯の関連機関や市民団体との連携などに取り組むとともに、消費者生活に関する相談や情報提供に努め、安全・安心な地域づくりを推進します。

○快適な住環境整備の推進

道路、下水道、公園などのインフラや交通環境をはじめとする都市機能の充実を図るとともに、自然環境や都市景観と調和した市街地の形成に努め、快適な住環境の整備を推進します。

基本目標：いきいきと健康に暮らせるまち

超高齢社会にあって、少子高齢化の進行はもとより、大きく変化する地域社会の機能や世帯構造を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に助け合うこと(地域共生社会)が必要です。

高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、医療・福祉・生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや社会参加を促すことが求められています。

健康寿命の延伸や生活の質(Quality Of Life)の向上を実現するためには、自分の健康は自分で維持するという自覚を市民一人ひとりに促すとともに、健康づくりを支援することが求められています。

だれもが住み慣れた地域で、いきいきと活躍し、健康で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。

<基本的な施策>

○支え合う地域福祉の推進

地域における多様な生活課題の解決に向け、地域住民等による解決を支援するとともに、関係機関等と連携した相談体制の充実や自立の促進を図り、支え合う地域福祉を推進します。

○高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で、健康的な生活を送ることができるよう支援するとともに、就労等の社会参加や地域活動に参画できる仕組みづくりを進め、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

○障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

障害者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、障害者やその家族に対する福祉サービスの提供と発達に課題のある子どもへの切れ目のない支援に努め、障害者がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

○健やかな生活を支える保健医療の推進

各種検診や健康増進のための保健事業など、健康づくりへの取り組みを推進します。また、安心して医療を受けられるよう医療機関等との連携強化を図るとともに、医療保険制度などの適正な運営に努め、健やかな生活を支える保健医療を推進します。

基本目標：子どもが豊かに成長できるまち

少子化が進む中、その原因や背景となる要因への対応を踏まえつつ、子どもたちが健やかに育っていくことができる環境や、子育てに喜びや楽しみを感じながら、安心して子どもを生み育てることができる環境を整えることが必要です。

子どもを取り巻く環境が変化していく中でも、子どもたちが自ら課題を発見し、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい人生や社会を切り開いていく力を身につけるとともに、東久留米の自然や産業についても学びながら、社会を支え発展させていくことができるよう、子どもたちを育成することが必要です。

安心して子どもを生み育てることができ、新しい時代を担う子どもたちが豊かな心と健やかな体を養い、人間性豊かに成長できるまちをめざします。

＜基本的な施策＞

○子どもを安心して生み育てられる環境づくり

子ども・子育て支援の取り組みを促進するとともに、子どもたちの健全な育成を家庭や地域、子ども・子育て支援事業者などと連携・協力を図りながら社会全体で支える体制の構築に努め、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めます。

○子どもの未来を育む学校づくり

学校、家庭、地域や各関係機関と連携・協力を図りながら、世代を超えたさまざまな人との交流によって、児童・生徒が人間性豊かに成長し、確かな学力とともに、これからの社会を生き抜くために必要な力を身につけることができるよう、子どもの未来を育む学校づくりを進めます。

基本目標：自然と共生する環境にやさしいまち

東久留米には落合川や黒目川、立野川、南沢湧水群、南沢緑地や竹林公園等の豊かな水と緑があり、そして多様な生きものが生息しています。すべての人が、水と緑と土が一体となった生きものが生息できる環境づくりにも配慮し、自然環境を保全し、この恵み豊かな環境を次世代へ継承していくことが必要です。

市民の暮らしや自然環境に大きな影響を及ぼす地球環境問題にまち全体で対処するため、省エネルギーの徹底、資源の有効活用、ごみを出さない工夫など、市民一人ひとりの理解と行動が必要です。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携しながら、環境への負荷が少なく、人と自然が共生することができるまちをめざします。

<基本的な施策>

○水と緑を守り育てる環境づくり

多様な生きものを育む湧水をはじめとする水辺環境や雑木林などの緑を保全し、自然とふれあうことのできる空間と機会の創出に努め、水と緑を守り育てる環境づくりを進めます。

○地球環境にやさしい暮らしづくり

市民や事業者が環境への理解を深め、自発的な活動が促進されるよう環境学習を推進するとともに、市民や事業者と協力して地球温暖化対策や、環境への負荷低減に向けた取り組みを進め、地球環境にやさしい暮らしづくりを進めます。

4. 基本構想実現のために

基本構想実現のために、すべての基本目標及び基本的な施策それぞれに必要な基本的な取り組みを以下に示し、まちづくりを進めていきます。

協働によるまちづくりの推進

市民、地域活動団体、事業者と行政が、互いを認め合い、心を通わせながら、共通の目標に向かって知恵と力を出し合う「協働」により、常に変化し続ける地域の課題や市民等のニーズに対応していきます。協働体制を強化していくためにも、行政からの積極的かつ効果的な情報発信に努めるとともに、市民等との情報共有を図ります。

互いに尊重しあえる意識の醸成

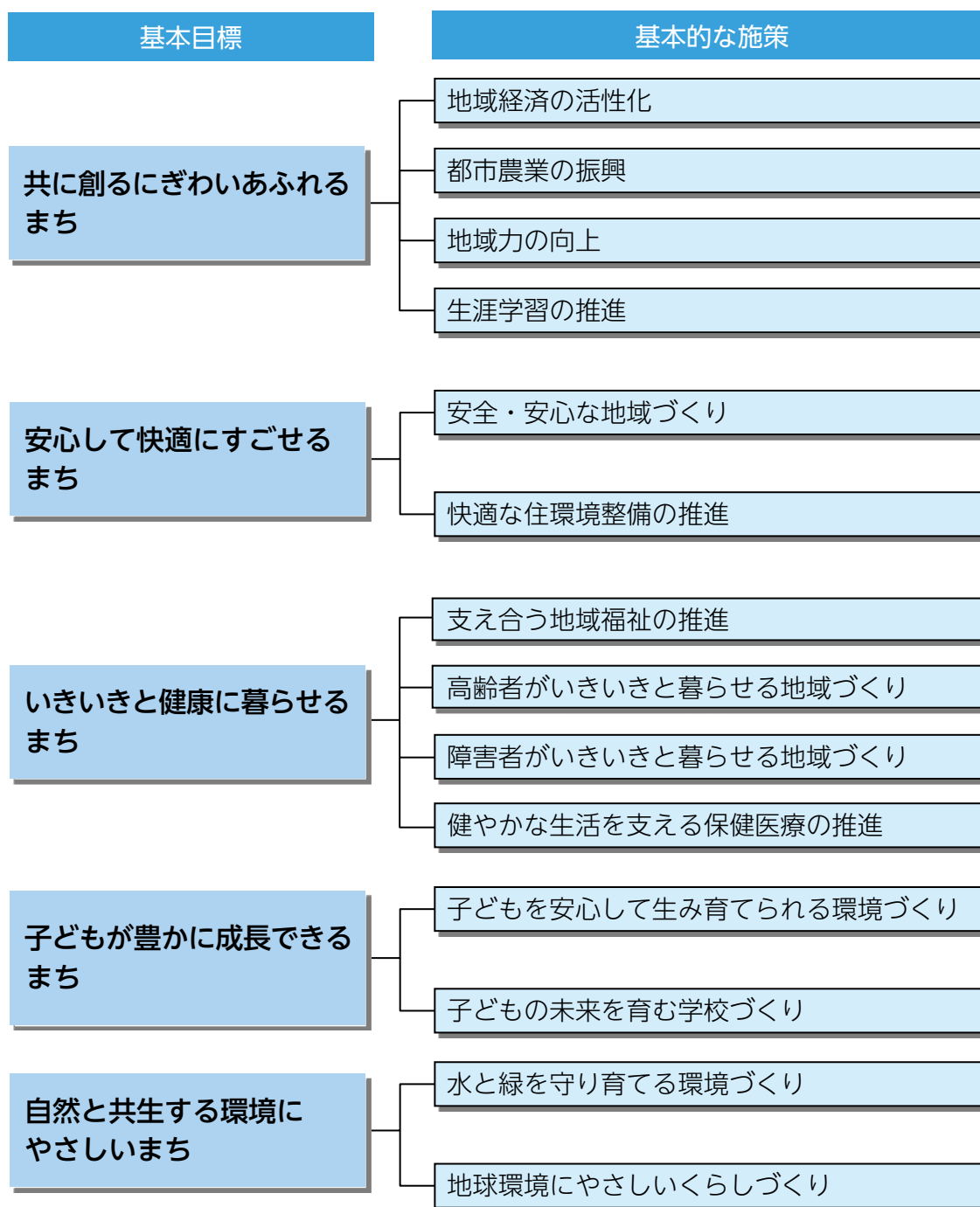
平和を尊ぶ意識を醸成し、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人がありのままであたりまえに暮らすことができるまちをつくれます。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合えること(多文化共生)、そして、あらゆる分野で男女の区別なく、だれもが活躍できる社会の実現をめざします。

持続可能な行財政運営

今後、人口減少が進み社会・経済の先行きに不確実さが増す中で、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。AIやロボティクス等のいわゆる革新的技術の活用や、行政の標準化・共通化など行政事務の改善・改革に取り組むとともに、公共施設の計画的な老朽化対策や施設の統合など公共施設マネジメントを推進していきます。

複雑・高度化する行政課題への対応やスマート自治体への転換など、その社会背景に見合った人材を育成する必要があります。職員一人ひとりが、高い専門性を身につけ、企画調整能力やコミュニケーション能力などを高めながら、より一層市民の負託に応えることができる組織をめざします。

5. 基本目標の体系



※基本構想実現のために

協働によるまちづくりの推進

互いに尊重しあえる意識の醸成

持続可能な行財政運営

※施策全体に必要な基本的な取り組みとして位置づけているものです。

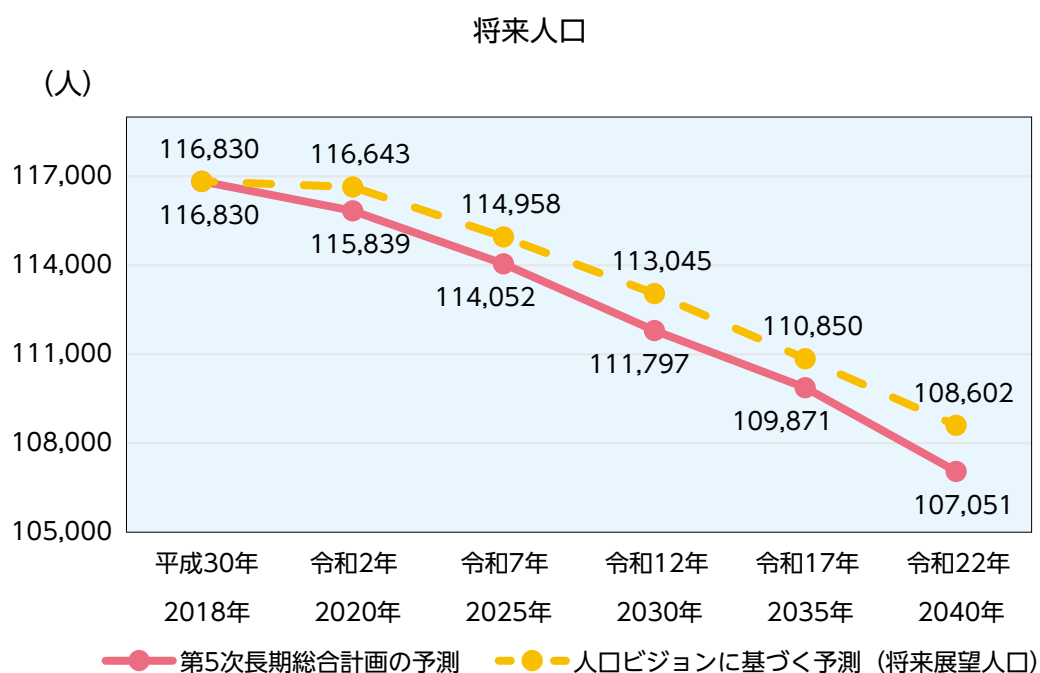
6. 将来人口と土地利用に関する方針

まちの将来像の実現に向けた施策展開の基本的条件として、将来人口及び土地利用についての方針を次のように定めます。

(1) 将来人口

第5次長期総合計画の策定に当たって行った人口推計では、平成30(2018)年以降、人口の減少が見込まれています。第5次長期総合計画の目標年次である令和12(2030)年の人口は、概ね11万2千人に、その10年後の令和22(2040)年は、概ね10万7千人になる見通しです。

また、平成27年に策定した東久留米市人口ビジョン²において、市の目標人口を算出した際の諸条件³はそのままに、基準年を平成30(2018)年として改めて推計を行ったところ、令和12(2030)年は概ね11万3千人、令和22(2040)年は概ね10万9千人という推計結果となりました。これを将来展望人口とし、人口減少の速度が緩和されるよう今後のまちづくりを展開していきます。



※ 2 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、東久留米市における人口の現状分析や人口の将来展望を示したもの。

※ 3 合計特殊出生率を2030年までに1.80まで上昇させ維持していくことや若者・子育て世代の転入数を増加させている。

(2) 土地利用

土地は限られた資源であるとともに、都市空間を形成する最も基本的な要素です。

今後、人口減少・少子高齢化の進展とともに、経済活動の中心である生産年齢人口の減少が予測されています。また、昭和30年代に建設された大規模住宅団地の建替えは完了しましたが、昭和40年代に建設された大規模住宅団地が存在していることや、空き家や空き店舗なども目立ち始めています。これらの今後の動向は、都市の活性化や景観に大きな影響を及ぼすこととなります。

住みたいまち、住み続けたいまち、訪れたいまち、働きたいまちの実現をめざし、以下に示す「快適に暮らすことができる住環境の形成」、「活力を生み利便性を高める都市づくり」、「農地と雑木林の保全」に努め、都市として必要な機能がバランスよく配置されるよう市域全体を通して計画的な土地利用を推進します。

今後の土地利用については、地権者の権利を尊重しつつ、市民の参画を得ながら、都市計画マスタープランなどの計画策定を踏まえ、用途地域等の見直しなどにより、まちの将来像に相応しい土地利用を誘導します。

1) 快適に暮らすことができる住環境の形成

市民だれもが安心して快適に過ごすことができるよう、住環境や道路などの交通環境の整備を図ります。また、市民の安全を守るための対策や、自然災害に備えた防災都市基盤の整備を図ります。

2) 活力を生み利便性を高める都市づくり

持続可能な都市として発展していくため、人々がいきいきと行き交いながら、産業と経済の好循環が図られるよう、まちに活力とにぎわいをもたらす都市機能の充実を図ります。

整備された都市計画道路の沿道においては、事業所や店舗などの立地誘導を図り、その後背地は住宅地とするなどメリハリのある、利便性の高い土地利用を誘導します。

3) 農地と雑木林の保全

農地は、新鮮で安全安心な農産物を供給しているのに加え、都市の環境保全、安らぎや潤いのある景観、防災空間、教育などの多面的機能を有しています。また、雑木林も、地球温暖化の防止や大気汚染対策、ヒートアイランド対策、生物多様性の保全、循環型社会への転換などに寄与しています。これらの重要な役割を担う農地と雑木林の保全に努めるとともに、他の土地利用との共存に努めていきます。

基本計画

基本計画の趣旨

本基本計画は、基本構想に掲げたまちの将来像「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」の実現に向けて、基本的な施策を体系的に取りまとめたものです。各基本的な施策に基本的な事業を位置づけ、各基本的な事業における現状と課題を踏まえて取り組みの基本的な方向性を示しています。

また、各分野の個別計画等に位置づけられた計画の主なもの、施政方針等で示されたもの、制度改正による行政課題などを整理し、基本計画を補完する資料として、予定計画事業を取りまとめています。予定計画事業は適宜、個別計画や予算等と整合させるため、ローリングを実施しています。

なお、各分野における個別計画は、基本計画との整合性を図り、推進します。

基本計画の期間

本基本計画の期間は、基本構想の目標年次である令和12年までの10年間のうち前期5年間にあたる令和3年度から令和7年度とします。

なお、後期5年間の計画については、法令の改正、社会・経済情勢や市民ニーズの変化に加え、前期基本計画の進捗状況などを勘案するなかで見直しを行うものとします。

施策の体系

基本構想実現のために

I. 協働によるまちづくりの推進

- I-1 市民協働の推進
- I-2 市民参加の推進に向けた情報の共有

II. 互いに尊重しあえる意識の醸成

- II-1 平和意識の醸成と基本的人権の尊重
- II-2 男女共同参画の推進

III. 持続可能な行財政運営

- III-1 行政改革の推進
- III-2 計画的な財政運営
- III-3 人材の育成と活用

共に創るにぎわいあふれるまち

1. 地域経済の活性化

- 1-1 商工業の活性化及び新たな産業などの創出

2. 都市農業の振興

- 2-1 都市農業の活性化

3. 地域力の向上

- 3-1 コミュニティ活動への支援

4. 生涯学習の推進

- 4-1 生涯学習活動の充実
- 4-2 図書館サービスの充実
- 4-3 文化財の保護・活用
- 4-4 市民スポーツの振興

安心して快適にすごせるまち

1. 安全・安心な地域づくり

- 1-1 災害対策の充実
- 1-2 防犯対策の充実
- 1-3 交通安全の推進
- 1-4 消費生活の向上

2. 快適な住環境整備の推進

- 2-1 道路の整備
- 2-2 都市的土地利用と良好な住環境の形成
- 2-3 交通環境の充実
- 2-4 公共下水道の維持管理・整備

いきいきと健康に暮らせるまち

1. 支え合う地域福祉の推進

- 1-1 地域福祉基盤の育成・強化
- 1-2 生活の安定と自立に向けた支援

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

- 2-1 交流の場と安全の確保
- 2-2 自立生活への支援
- 2-3 介護保険制度の運営

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

- 3-1 日常生活への支援
- 3-2 日中活動への支援
- 3-3 障害児への療育支援

4. 健やかな生活を支える保健医療の推進

- 4-1 保健医療体制の充実
- 4-2 健康づくりの推進
- 4-3 医療保険制度の運営

子どもが豊かに成長できるまち

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

- 1-1 幼児教育・保育の充実
- 1-2 親と子の健康の確保及び増進
- 1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 1-4 家庭・地域における子育て支援

2. 子どもの未来を育む学校づくり

- 2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成
- 2-2 確かな学力の育成
- 2-3 信頼される学校づくり

自然と共生する環境にやさしいまち

1. 水と緑を守り育てる環境づくり

- 1-1 水と緑の保全と活用

2. 地球環境にやさしいくらしづくり

- 2-1 総合的環境施策の推進
- 2-2 循環型社会形成の推進

基本計画の見方

基本計画のページは以下のような構成となっています。

現状と課題

基本的な事業に関する、市の現状と課題を掲載しています。

統計、写真等

現状と課題に関する統計データや写真を掲載しています。

基本構想

基本計画

資料編

いきいきと健康に暮らせるまち

基本的な施策

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

基本的な事業

2-2 自立生活への支援

■ 現状と課題

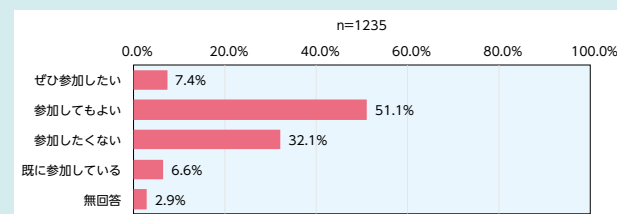
本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が過せるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に支援する施策の取り組み(地域包括ケアシステム)を継続的に推進しています。

本市の「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」は東京都内で常に上位に位置し、多くの高齢者が要支援認定を受けても要介護状態にならずに長く状態を維持されています。一方、高齢化率は東京都内で比較的高く、今後も上昇が見込まれることから、元気な高齢者を増やすための取り組みを継続していくことが求められます。

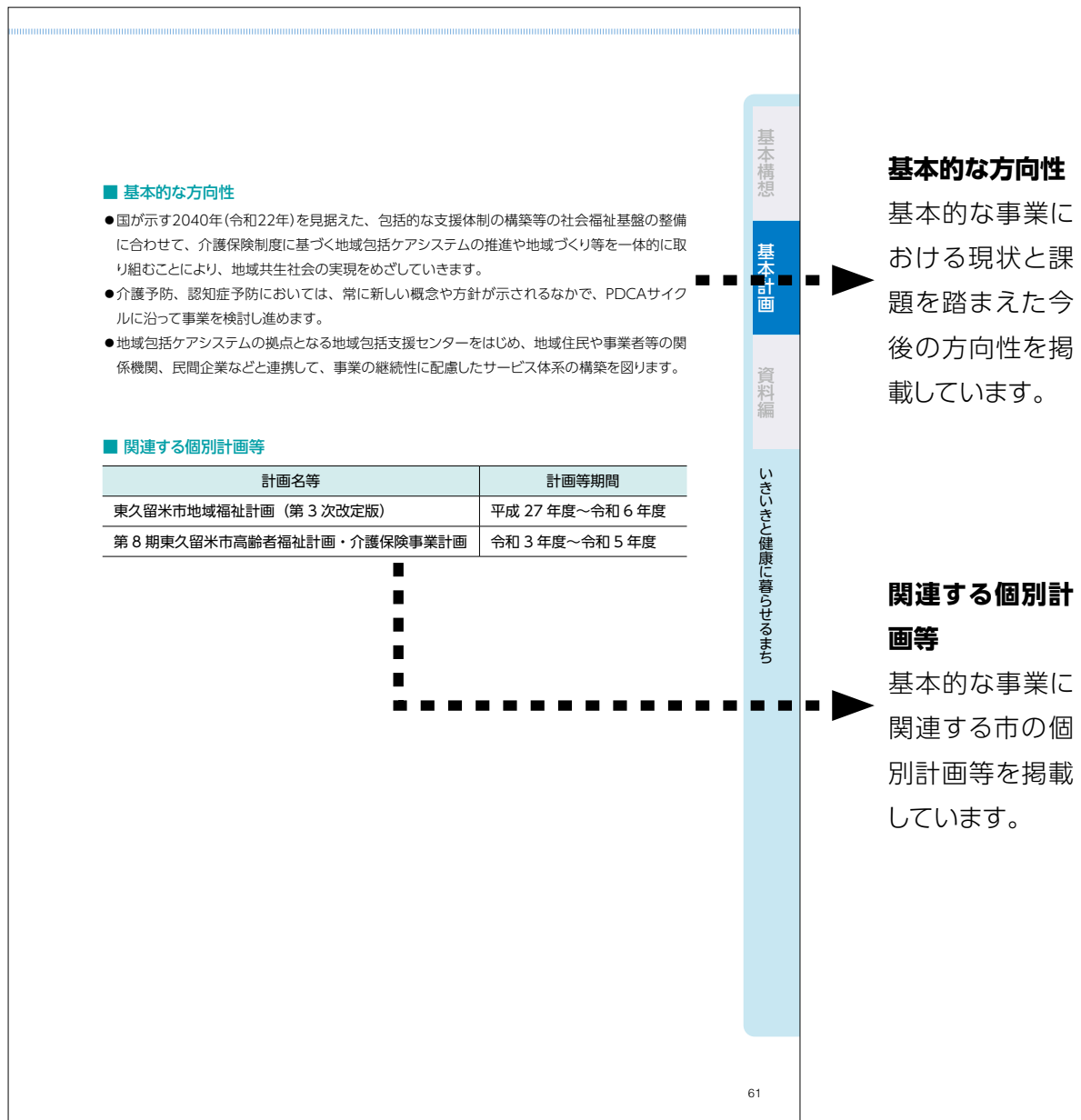
本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」は、住民主体の「通いの場」のほか、地域の支え合いなどの多様な社会資源を活用した「一般介護予防事業」と、要支援者を中心とした多様な生活課題のニーズに応える「介護予防・生活支援サービス」を、地域支援事業として提供しています。「介護予防・生活支援サービス」の対象者が増加するなかで、担い手の確保が必要となっています。

【地域での活動に関する意識(調査結果報告)】

問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



資料: 東久留米市高齢者アンケート調査結果報告書(令和2年3月)



基本構想実現のために

基本的な施策

- I 協働によるまちづくりの推進
- II 互いに尊重しあえる意識の醸成
- III 持続可能な行財政運営

基本的な施策

I. 協働によるまちづくりの推進

基本的な事業

I-1 市民協働の推進

価値観やライフスタイルの多様化により、市民ニーズや地域課題が複雑化しているなか、さまざまな課題を行政だけで解決することは難しくなっています。地域が発展し、住みやすいまちとしていくためには、より多くの市民が主体的に地域に関わりを持ち、市民と行政が対等な立場でそれぞれの長所を活かし、補完しながら、地域課題の解決のために協力する協働のまちづくりを進めていくことが重要です。しかし、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織においても、リーダーや事務局運営を担う人材の不足などの問題を抱えています。そのため、市民が主体的に地域課題の解決に関わることができるよう、平成29年10月に改訂した「協働の指針」に基づき、市民や市民団体への積極的な情報発信を行い、意識啓発に努めるとともに、関係団体との連携の強化を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
協働の指針	平成 29 年 10 月～



市民協働講座

基本的な施策

I. 協働によるまちづくりの推進

基本的な事業

I-2 市民参加の推進に向けた情報の共有

市の発展のためには、行政だけでなく、市民も市政を担う一員として活躍できる「みんなが主役のまちづくり」を実現させることが重要です。

だれもがいつでも市政の情報を入手できるよう、情報公開制度の適正な運営を継続するとともに、職員一人ひとりが市民の立場に立ち、より効果的な情報発信の手法について検討を重ね、創意工夫により情報発信力を強化し、市民との情報共有を進めます。

市の発信する情報は、だれにとっても分かりやすく、充実したものであることが必要です。今後も平成29年10月に策定した「市民参加・情報提供の指針」に沿って情報のバリアフリー化の向上に努め、広報紙、ホームページ及びSNSなどの発信媒体の特性を活かした情報発信力の強化を図ります。

また本市では、「市民参加・情報提供の指針」に沿って、市民アンケートやパブリックコメントなど、広く市民意見を聴取する機会を設けています。そのほかにも、本庁や連絡所に設置してあるご意見箱や市ホームページなどから、広く意見を受け付けています。今後も、さまざまなコミュニケーションツールを用いて多くの市民の意見を聴取し、市政に反映させることにより、市民生活の向上に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
市民参加・情報提供の指針	平成 29 年 10 月～

基本的な施策

Ⅱ. 互いに尊重しあえる意識の醸成

基本的な事業

Ⅱ-1 平和意識の醸成と基本的人権の尊重

終戦から長い年月が経ち、戦争に関する資料や体験談にふれる機会が減ってきています。本市では、「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、貴重な戦争体験を伝え、平和に関する事業に取り組み、市民への平和意識の醸成を図っています。戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に受け継いでいくための取り組みに努めます。

だれもが、自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる人権を有しています。性別や年齢、国籍、民族、言語の違い、障害の有無などに関わらず、自分らしく安心して幸せに暮らせるよう、人権が尊重され、生活習慣・文化・価値観などについての多様性が認められる社会を築いていく必要があります。

すべての人が互いを尊重し、認め合うことが出来るように人権問題に対する相談体制の充実を図るとともに、人権教育、啓発活動を進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第3次男女平等推進プラン	平成29年度～令和4年度



平和の千羽鶴

基本的な施策

Ⅱ. 互いに尊重しあえる意識の醸成

基本的な事業

Ⅱ-2 男女共同参画の推進

少子高齢化、人口減少社会のなかで、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、一人ひとりの個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が重要です。そのためには、あらゆる分野において男女の区別なく、だれもが活躍できることが必要です。

国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、さまざまな分野への取り組みを進めています。本市においては、平成12年に「男女共同参画都市宣言」を行い、「男女平等推進プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを進めています。今後も男女共同参画の啓発を行うとともに、さまざまな悩みごとに対する相談事業を実施するなど、計画的に施策を推進します。

また、一人ひとりが互いを尊重し、さまざまな分野で個性と能力を活かせるよう、広く男女共同参画の意識醸成を図るとともに、市民、事業者、行政が互いに連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第3次男女平等推進プラン	平成29年度～令和4年度

基本的な施策

Ⅲ. 持続可能な行財政運営

基本的な事業

Ⅲ - 1 行政改革の推進

本市では、平成27年度に策定した「財政健全経営計画」に基づき、将来にわたり持続可能な行政運営を行っていくため民間活力も活用しながら行政サービスの適正化や事務の効率化など、さまざまな行財政改革に取り組んできました。持続可能な行政運営を進めていくためには、社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉えた不断の改革・改善が求められます。将来にわたり基礎自治体として必要な市民サービスを提供していくため、引き続き効率的な行政運営が求められます。

国はICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化による業務効率化の推進など、スマート自治体への転換の方針を示し、さらに行政サービスのデジタル化への集中改革に取り組むとしています。

本市においてもスマート自治体への転換に向けた事務改善を進めるとともに、引き続き、民間活力を活用しつつ、行政全般にわたる改革・改善に取り組んでいきます。

本市では平成29年2月に策定した「公共施設等総合管理計画」に定める公共施設の総合かつ計画的な管理に関する基本方針に基づき、公共施設全体の維持管理を進めています。総合管理計画では、築30年以上が経過する施設は、建築系公共施設の7割を占めており、大規模改修等により老朽化対応が必要な施設が増えてきているとしています。また今後、保有する全ての公共施設の更新需要に応えることは、極めて困難なものを見込まれます。そのため、単年度当たりの財政負担の平準化を図りながら、施設保全の実行計画である「施設整備プログラム」に基づき公共施設の長寿命化のための改修を行うとともに、行政ニーズの変化に対応した施設の再編を進めていきます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市財政健全経営計画	平成 28 年度～令和 3 年度
東久留米市公共施設等総合管理計画	平成 29 年度～令和 12 年度
東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針	平成 28 年度～
東久留米市施設保全計画	平成 28 年度～令和 27 年度
東久留米市 ICT 推進プラン	平成 28 年度～令和 3 年度

基本的な施策

Ⅲ. 持続可能な行財政運営

基本的な事業

Ⅲ - 2 計画的な財政運営

本市においては、少子高齢化の進展により生産年齢人口の割合が低下し、市税収入が減少傾向となる一方、高齢者人口の増加などに伴う社会保障関係費の増加が見込まれるとともに、築年数の経過した公共施設の維持更新などにも多額の費用が必要になるなど、今後も厳しい財政運営が見込まれます。市民が必要としている公共サービスを維持し、持続可能な財政運営を行っていくには、効率的かつ効果的な事業の実施を通じた一般財源負担の抑制や国・都の補助制度の有効活用など、あらゆる財源の確保に努め、身の丈に合った計画的な財政運営に取り組む必要があります。

安定的に歳入を確保していくために、市税の適正な課税と納付環境の整備などによる徴収率の維持・向上を図るとともに、引き続き、統一的な管理体制のもと、未収入債権処理の取り組みを進めます。また、使用料、手数料についても、受益者負担の適正化に努めます。

起債(市債)については、過度な後年度負担とならないよう十分に配慮し、計画的な活用を図ります。年度間の財源調整や災害等緊急時対応を目的とする財政調整基金は、計画的な運用に努めます。その他の特定目的基金については、将来の行政需要を考慮に入れた積み立てを行うとともに、適正な管理のもと有効活用していきます。

本市では、資産などのストックや、減価償却費などの見えにくい行政コストの情報を公開する公会計制度に沿って、財務諸表や固定資産台帳の作成を行っています。財務諸表や固定資産台帳の適正な管理とともに、施設単位の財務分析など新たな活用へ向けた取り組みを進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市財政健全経営計画	平成 28 年度～令和 3 年度

基本的な施策

Ⅲ. 持続可能な行財政運営

基本的な事業

Ⅲ-3 人材の育成と活用

市民ニーズが多様化・複雑化し、刻々と変化する社会情勢のなかで、専門的な知識を持ち、地域のために貢献できる職員が求められています。本市では、「東久留米市職員人材育成基本方針(改訂版)」を策定し、人材の育成に努めています。これまで個々の能力・業績を評価する人事評価制度の本格実施や効果的な研修の実施、ワークライフバランスの支援など、「人材の育成と活用」に向けたさまざまな取り組みを行ってきています。

人口減少社会にあっても自治体が持続可能な行政サービスを提供し続けるため、最小の職員数で最大の効果を上げる職員体制を構築することが重要です。職員の定員管理については、財政健全経営計画のなかで、定員管理の適正化に努めます。

働き方改革や職員任用の在り方など職員を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き効率的かつ効果的な行政サービスの提供が行えるよう人材の育成と体制の整備に取り組めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市職員人材育成基本方針（改訂版）	令和 2 年 2 月～
東久留米市財政健全経営計画	平成 28 年度～令和 3 年度

基本目標

共に創るにぎわい あふれるまち

基本的な施策

- 1 地域経済の活性化
- 2 都市農業の振興
- 3 地域力の向上
- 4 生涯学習の推進

基本的な施策

1. 地域経済の活性化

基本的な事業

1-1 商工業の活性化及び新たな産業などの創出

■ 現状と課題

商工業の活性化は、就労機会の拡大や豊かな消費生活の提供などをもたらし、地域のにぎわいや発展につながる重要な要素です。また、商店街は、地域の日常を支え、にぎわいを生み出す場であり、地域の交流やコミュニティ活動の場としての一面もあります。

市内の商工業者を取り巻く環境は、感染症等の影響により先行きが不透明な状況にあります。また、人手不足や経営者、従業員の高齢化に伴う事業や技能の承継問題、後継者不足に起因する空き店舗の増加などの課題もあり、事業活動への支援が求められます。

一方で、地域ににぎわいをもたらすために新たな産業・事業の創出が必要です。創業を志す人が増えるよう、興味や関心を高める機会や実践する場の提供などが求められるとともに、地域経済を支える企業の立地促進に取り組む必要があります。

本市には、湧水、河川など市外にも誇れる観光資源があります。来訪者の増加に向け、魅力を広く発信する必要があります。

■ 基本的な方向性

- 商工業者の経営安定化や雇用のための支援を行うほか、関係機関と連携し、経営相談、販路拡大に努めます。
- 商店街への補助や適切な助言、情報提供を行い、にぎわいの創出につながる商店街独自の取り組みを支援します。
- 創業を志す人に対して、関係機関と連携し、セミナーや個別相談等を実施するほか、機運の醸成を図り、創業者が増加するよう取り組みます。
- 事業用地を求める企業に対し、情報提供やマッチングを図ります。
- 効果的な情報発信による誘客促進を図るとともに、周遊性を高めるための検討を行い、来訪者の増加を図ります。

基本的な施策

2. 都市農業の振興

基本的な事業

2-1 都市農業の活性化

■ 現状と課題

都市農業は、消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や防災空間、教育など、多面的な役割を果たしています。平成27年4月に都市農業振興基本法が成立し、平成29年6月には生産緑地法が改正され、生産緑地の下限面積が緩和されるとともに、特定生産緑地制度が創設、平成30年9月には都市農地の賃借の円滑化に関する法律が施行されました。こうした制度改正は、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取り組みを大きく前に進めるものですが、市内の農地面積は引き続き減少傾向にあります。

農地面積と同様に農家数も減少傾向にあるため、農業者を支援する各種制度について周知するとともに、営農意欲を高めるための支援が求められます。

都市農業は農地が住宅地等に隣接することから、市民の理解が必要であり、市民生活に結び付いた農業を展開することが重要になります。そのため、市民が気軽に「農」とふれあう機会の創出に取り組む必要があります。

消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっているため、地場産農産物の販売拡大が求められます。

■ 基本的な方向性

- 農地所有者に対し、農地保全につながる制度周知を図り、農地面積の減少抑制に努めます。
- 都市農業の振興のため、農業者の営農意欲を高める取り組みを行います。
- 市民農園や体験型農園など、市民と農業者がふれあう機会の創出に取り組みます。
- 地場産農産物の販売拡大に向け、情報発信に取り組むほか、多様な販売形態について検討を行います。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市農業振興計画	平成 28 年度～令和 7 年度

基本的な施策

3. 地域力の向上

基本的な事業

3-1 コミュニティ活動への支援

■ 現状と課題

単身世帯の増加、核家族化などを背景とした個人意識が高まり、地域との関わりの希薄化などによって、自治会など地域コミュニティへの参加者が減少しています。また、これまで自治会活動を担ってきた世代の高齢化及び後継者不足から、活動の継続が困難な自治会もあります。一方で、ひとり暮らし高齢者や障害者など要援護者の見守りや災害時の助け合い、地域ぐるみの防犯対策への関心の高まりなど、地域コミュニティの重要性が再認識されています。

地域課題解決のためには、幅広い世代の参加とともに、文化的背景の異なる外国人住民の参加も望まれ、多様な立場で活躍する地域住民相互の連携が求められています。自治会の加入率の向上など、地域コミュニティの自立した活動への支援を行い、どのような環境下においても持続可能な地域のつながりづくりを進める必要があります。

コミュニティ施設は、市民のコミュニティ活動の拠点であり、市民同士の交流や地域の連携の場として重要な役割を担っています。効率的で効果的な施設運営を行うため指定管理者制度により民間活力の導入も進めてきました。幅広い世代間でのコミュニティ活動において利用されていますが、利用者の高齢化も進んでいる状況もあります。

昭和61年に本市と群馬県榛名町(現在：群馬県高崎市榛名地域)が姉妹都市の提携を締結して以来、文化・スポーツや学校行事などさまざまな分野における市民交流が継続的に行われてきています。今後もこれまで培ってきた良好な関係のもと、活発な地域間交流が行われることが望まれます。

■ 基本的な方向性

- コミュニティ活動の啓発を実施し、自治会活動への参加を積極的に働きかけます。
- 市民や市民活動団体等と協力したイベントなどの実施を通じて、地域のつながりづくりに資する取り組みを推進します。
- さまざまな世代がコミュニティ活動や交流の場として施設を有効活用できるよう、各種事業の実施などを通じて利用者満足度の向上に努めます。
- 利用者が安全・安心に利用できるよう、コミュニティ施設の適正な維持及び管理を行います。
- これまでの高崎市榛名地域との良好な関係のもと、地域の魅力の情報を発信するとともに、さまざまな分野において両地域の特性を活かした交流事業を展開します。



ひがしくるめのき・ず・な 手と手をつないでみんなで東久留米音頭

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

基本的な事業

4-1 生涯学習活動の充実

■ 現状と課題

生涯学習は、地域社会の活力の維持と発展において大切です。文化・芸術活動やスポーツ活動など、多様な生涯学習活動が地域で行われ、市民一人ひとりが主体的にそれに親しみ・共に学び合うことができる環境づくりが求められています。

市民の生涯学習活動に取り組む意欲を醸成するためには、いつでも身近なところで生涯学習に関する情報に触れることができる環境が必要です。そのため、生涯学習活動に係る分かりやすい情報発信の取り組みが必要です。

地域における生涯学習の推進には、市民同士が学び合い、教え合う相互学習が活発に行われるような環境を醸成する必要があります。そのため、市民大学をはじめとして様々な学習活動を通じて市民の意識を高め、継続的で自主的な学びにつなげるための取り組みも必要です。今後も生涯学習団体、NPO、指定管理者などと市民が連携し、それを行政が支援していくことが求められます。

生涯学習センターは、生涯学習の拠点として多くの市民に利用されています。情報収集・提供、相談、支援など、中心的な役割を果たしており、引き続き、生涯学習活動を行いたい市民と市民活動団体とをつなげる取り組みが求められます。

次世代を担う子どもたちの成長を支えていくためには、学校、地域、家庭が相互に連携しながら、社会全体で子どもを育てる環境が求められます。そのためには、地域住民やさまざまな企業・団体等の参画により、それぞれの地域の特色や実情に応じた学習や文化・芸術活動を実施することができる仕組みづくりが求められます。

■ 基本的な方向性

- 生涯学習活動に係る情報の提供及び相談機会の充実を図ります。
- 市民大学事業を推進し、市民大学受講生(卒業生)による自立した地域活動が生まれるよう支援を実施します。
- だれもがいつでも、どこでも学習機会を持てるよう、市民活動団体への支援を継続するとともに、市民活動団体や市民が連携し、行政が支援及び協働する体制づくりに努めます。
- 利用者が安全・安心に利用できるよう、生涯学習センターの適正な維持及び管理を行います。また、指定管理者制度を活用し、民間のノウハウを生かした独自の知見等による各種事業を提供するとともに、安定的な施設管理を実施します。
- 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、幅広い層の地域住民、団体などが参画し相互にネットワークを形成することにより、家庭、地域、学校が連携できる仕組みづくりに努めます。
- 放課後子供教室や小・中学生を対象とした体験型事業を推進し、子どもたちの可能性を助長できるよう努めます。
- 社会教育の担い手として期待できる人材の発掘や社会教育関係団体への支援を実施します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第 2 次教育振興基本計画	平成 31 年度～令和 5 年度

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

基本的な事業

4-2 図書館サービスの充実

■ 現状と課題

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の課題解決を支援する、まちの情報拠点として、生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。また、まちの歴史や文化を次代に継承するため、本市に関する地域資料、行政資料を収集、保存しています。

図書館の蔵書は、収集方針に基づき資料を収集していますが、施設の老朽化や今後の図書館サービスに向けた基盤整備として、令和2年度に中央図書館の大規模改修工事を行いました。今後も図書館が市民の情報拠点として、多様化するニーズに応え、だれもが等しくサービスを楽しむことができるよう、蔵書を充実させるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備など、機能充実が求められます。

また、市民の課題解決に向けてリテラシー事業等を実施していますが、今後も情報化の進展に対応した取り組みが必要です。

さらに、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指して、「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、取り組みを行ってきました。令和2年2月に策定した第三次計画では、特に、読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みに重点を置くこととしました。今後も計画に基づき取り組みを推進していきます。

なお、平成29年1月に定めた「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づき、令和3年度より、市と指定管理者の役割分担による新たな図書館運営を行っていきます。今後は目指すべき図書館像の実現に向けて、これまでの取り組みの継承とともに、引き続きサービスの充実に向けて取り組むことが求められます。

■ 基本的な方向性

- 蔵書収容スペースの確保や、資料の電子化、ICTの活用やユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備を行いながら、すべての市民が図書館サービスを楽しむよう機能充実を図ります。
- 本市の歴史と文化を後世に伝えるため、地域資料、行政資料の収集、整理及び保存を継続します。また、歴史的公文書の保存方法などの研究に努めます。
- 市民ニーズの多様化に対応した資料・情報の収集を継続し、レファレンスサービスや課題解決支援の充実を図ります。
- 家庭や地域、学校等を通じた社会全体で、子どもの読書活動を推進します。
- 市と指定管理者による図書館運営を進め、市民の交流と学びを創造する文化拠点となるよう取り組みます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第 2 次教育振興基本計画	平成 31 年度～令和 5 年度
第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画	令和 2 年度～令和 6 年度

市立図書館の蔵書数及び利用状況

	蔵書数（冊）		貸出点数	リクエスト 件数	レファレンス 件数
		うち郷土資料			
平成 21 年度	429,998	5,861	915,610	133,202	1,278
平成 22 年度	437,839	6,157	914,639	136,083	1,071
平成 23 年度	445,443	6,472	867,154	139,250	2,233
平成 24 年度	454,725	7,336	852,472	142,912	1,928
平成 25 年度	449,545	8,979	880,765	112,852	2,232
平成 26 年度	457,353	9,786	917,812	167,571	3,231
平成 27 年度	464,399	10,383	898,901	168,390	2,408
平成 28 年度	471,271	11,063	848,050	161,676	2,098
平成 29 年度	473,482	11,667	842,103	160,612	2,537
平成 30 年度	469,236	12,224	823,232	161,673	2,336
令和元年度	471,632	12,337	783,073	164,876	2,235

資料：東久留米市教育委員会「社会教育のあらまし」

※令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月2日～3月31日まで全館休館したことから、平成31年4月～令和2年2月までの11か月分の実績値

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

基本的な事業

4-3 文化財の保護・活用

■ 現状と課題

文化財の保護については、郷土の歴史や文化を後世に伝え、市民の郷土への関心を高めるため、広報紙やホームページ等を活用した啓発を行い、定期的に指定を行うなど、関係団体と協力・連携を図りながら行っています。また、文化財の収蔵物は、市内に分散する施設で保存されていますが、施設の一層の老朽化や、今後さらに収蔵物が増加することが想定されるなかで、文化財の展示・保存施設の充実が求められます。

地域の郷土芸能の伝承は、担い手の高齢化と減少が深刻な問題となっており、郷土芸能団体への支援を引き続き行っていく必要があります。

文化財を活用していくための歴史に関する講座や講演会などの企画事業、人材の育成や体制づくりについては、市民活動団体などとの協働体制を作っていくことが求められます。

平成30年度から、現在の市史を補完し次期の市史編纂の資料ともなるテーマごとの資料集刊行を進めています。資料集刊行と並行し、歴史的公文書などの行政資料についても関係機関と連携し管理・蓄積に努めていくことが求められます。

■ 基本的な方向性

- 広く関係団体と協力しながら、資料の収集や調査・研究、文化財の保護・活用を図ります。
- 歴史資料の適切な保護・整理・保管・活用のために、資料集の刊行や展示施設を含めた集中保管のできる施設の確保に努めます。
- 無形民俗文化財継承団体などとの連携をより密にし、その継承・保護の支援に取り組みます。
- 文化財ボランティアなど、市民や関係団体との協働を推進します。
- 歴史的公文書について保存・活用の研究に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第2次教育振興基本計画	平成31年度～令和5年度

基本的な施策

4. 生涯学習の推進

基本的な事業

4-4 市民スポーツの振興

■ 現状と課題

予定されている東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの世界的なスポーツイベントが国内で開催されることにより、市民のスポーツの機運が醸成されています。

スポーツを通じて達成感や爽快感、感動を得るとともに、連帯意識の醸成、交流が促進されることなども期待されます。しかし、スポーツを行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じています。そのため、市民のだれもが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持、増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められます。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むために、自発性のもとにそれぞれの関心、適性などに応じて、安全な環境において日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加できる機会の確保が重要です。

スポーツを奨励し、振興するには、指導力を有する人材が欠かせません。そのため、指導者や市民スポーツ団体の運営に携わる人材の確保・育成とともに、市民スポーツ団体との連携が求められます。

■ 基本的な方向性

- スポーツを通じた健康づくりの情報提供を行うとともに、個々のライフスタイルに応じたスポーツについて、その奨励と普及に努めます。また、各種教室やイベントの開催を通じて、スポーツを行う頻度の向上を図ります。
- 利用者が安全・安心に利用できるよう、施設の適正な維持及び管理を行います。また、スポーツセンターについては、指定管理者制度により、利用しやすい施設づくりを協議・検討するとともに、良質な自主事業の提供などのサービスの充実や、施設の安全で安定的な管理を図ります。
- 関係団体と連携し、市民スポーツの活動を支援することを通じて、人材の確保・育成や市民スポーツ団体との連携を促進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第2次教育振興基本計画	平成31年度～令和5年度

基本目標

安心して 快適にすごせるまち

基本的な施策

- 1 安全・安心な地域づくり
- 2 快適な住環境整備の推進

基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

基本的な事業

1-1 災害対策の充実

■ 現状と課題

各地で大きな地震や、台風、豪雨による甚大な被害が多発し、これまでの防災対策のあり方が問われています。本市では、多摩直下地震(M7.3)などの大規模な震災や風水害、原子力災害等を想定した「東久留米市地域防災計画」の定期的な見直し及び火山災害想定を追加を行っています。災害の発生に備えて、庁内の危機管理体制、防災協定等による防災機関同士の相互協力関係、災害時の的確な情報伝達などを強化する必要があります。

災害が発生した際には自助、共助、公助の連携が大切です。そのため、市民一人ひとりの防災意識の向上が求められます。自助による災害への備え、共助と公助の連携による自主防災組織や、避難所運営連絡会等の活動促進、避難時に支援が必要な要配慮者や避難行動要支援者の災害時支援、公助による災害対策のための備蓄や避難所における感染症対策が求められています。

地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を最小限に抑えるためには、木造住宅の耐震化が重要です。そのため、平成22年3月に「東久留米市耐震改修促進計画」を定め、木造住宅の耐震化を推進しています。また、平成30年度からは、「東久留米市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として木造住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を実施しています。

地震発生時においては、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保することが重要です。そのため、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めています。

また、災害時に倒壊の恐れがある電柱は、防災の観点からも対策が重要です。電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、消火、救助、救急等の応急活動の円滑化を図るため、「東久留米市無電柱化推進計画」を策定し、市道の無電柱化に取り組んでいます。

■ 基本的な方向性

- 市ホームページ上での情報発信の拡充や「安心くるめーる」や「防災ツイッター」などのSNSの活用による防災行政無線を補完する情報伝達手段の充実を図ります。
- 災害用備蓄品の適切な維持・管理及び備蓄倉庫等の確保に努めます。
- 災害時における避難所の感染症対策の推進に努めます。
- 市民による防災活動への支援を強化し、自主防災組織の育成を図るほか、防災マップや洪水ハザードマップの周知など、災害時の自助・共助の活動の強化を推進します。
- 消防団装備等の充実・強化に努め、地域消防力の向上に努めます。
- 「東久留米市耐震改修促進計画」に位置づけた取り組みにより、市民への周知・普及等の充実を図り、木造住宅の耐震化の促進に努めます。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化のため、東京都と連携した啓発活動の実施や国や東京都の新しい補助制度の活用を充実させます。
- 都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市空間の創出に向け、市道の無電柱化を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市耐震改修促進計画	平成 22 年 3 月～
東久留米市地域防災計画	平成 28 年 2 月～
東久留米市国民保護計画	平成 28 年 3 月～
東久留米市業務継続計画	平成 28 年～
東久留米市無電柱化推進計画	平成 31 年度～令和 23 年度

基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

基本的な事業

1-2 防犯対策の充実

■ 現状と課題

年々、認知件数・被害総額とも増加傾向にある特殊詐欺への対応が防犯上の大きな課題となっています。特殊詐欺の対象となることが多い高齢者への啓発に引き続き取り組むとともに、高齢者に限らず、あらゆる世代が安心して暮らせるよう、地域ぐるみの特殊詐欺対策などを強化する必要があります。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことです。そのため、市民一人ひとりが防犯意識を高め、自治会や地域コミュニティが主体となり、事業者、警察、行政、防犯協会などとの連携や協力のもと、犯罪や非行のない地域づくりに向けた活動を推進していくことが望めます。このため、防犯意識の高揚に向けた啓発活動の推進、市民の自主的な地域活動を促進するための支援、地域・関係機関などとの連携を進めることが重要です。

地域における防犯対策として、平成28年度に市が管理する防犯灯のLED化整備事業は完了しました。今後も小学校通学路点検結果等に基づく防犯灯の整備が求められます。



防犯協会による振り込め詐欺撲滅キャンペーン

■ 基本的な方向性

- 特殊詐欺への対策を推進するために、警察などと連携を図り、広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する啓発活動を「安心くるめーる」や「防災ツイッター」などを活用し、推進するとともに、防犯ボランティアの活動を支援します。
- 犯罪に関する的確で迅速な情報の提供を図るとともに、市民の自主的な地域活動を支援します。
- 市民、事業者、警察、防犯協会などとの連携強化に努めます。
- 犯罪抑止の向上を図るため、防犯灯の新設や照度向上等の対策を進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市安全・安心まちづくり推進計画	平成 19 年 10 月～

基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

基本的な事業

1-3 交通安全の推進

■ 現状と課題

近年、市内で発生する交通事故は減少傾向となっていますが、交通事故に占める高齢者が関係する割合は増加傾向となっています。また、自転車は、自転車乗用中における歩行者との衝突事故により死傷させるなど自転車利用者が加害者となる事故の発生が社会問題になっています。そのため、本市では「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「交通安全意識の普及及び徹底」の3つを重点施策に位置づけて総合的かつ計画的に交通安全の推進に取り組んでいます。

交通安全の推進には、歩行者、自転車及び自動車が安全で快適に通行でき、障害者や高齢者などだれもが安心して通行できる道路空間の整備が必要です。そのため本市では、都市計画道路や生活道路、交通安全施設の整備並びに歩道の拡幅及び段差解消、電線類の地中化などに順次取り組んできました。今後も交通事故が多く発生している場所などにおいて交通安全に配慮した道づくりを計画的に進めていく必要があります。

一方、交通事故を防ぐ取り組みとして、幼児から高齢者にいたるまで、交通安全意識を持ち行動することが重要であり、段階的かつ体系的な交通安全教育や交通安全活動の推進による交通安全意識やマナーの向上が求められます。また、都内においては自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合の賠償保険等への加入が義務化されるなど、交通事故被害者等への支援が求められています。

市道の車道幅員別道路実延長及び比率

路線種別	幅員別延長									路線実延長 合計 (m)
	規格改良済					未改良				
	19.5m 以上	13.0m 以上	5.5m 以上	5.5m 未満	計	5.5m 以上	3.5m 以上	3.5m 未満	計	
1 級路線	13.38	102.58	10,668.76	811.88	11,596.60	64.85	0.00	0.00	64.85	11,661.45
2 級路線	0.00	33.42	7,598.54	16,709.21	24,341.17	0.00	37.94	2,152.23	2,190.17	26,531.34
その他路線	0.00	0.00	7,230.41	127,589.00	134,819.41	4.31	1,229.78	49,052.81	50,286.90	185,106.31
自転車歩行者 専用道路	64.79	69.20	3,113.63	1,443.78	4,691.40	358.37	4.82	7,034.82	7,398.01	12,089.41
合計	78.17	205.20	28,611.34	146,553.87	175,448.58	427.53	1,272.54	58,239.86	59,939.93	235,388.51
路線全体に 占める比率	0.03%	0.09%	12.15%	62.26%	74.54%	0.18%	0.54%	24.74%	25.46%	100.00%

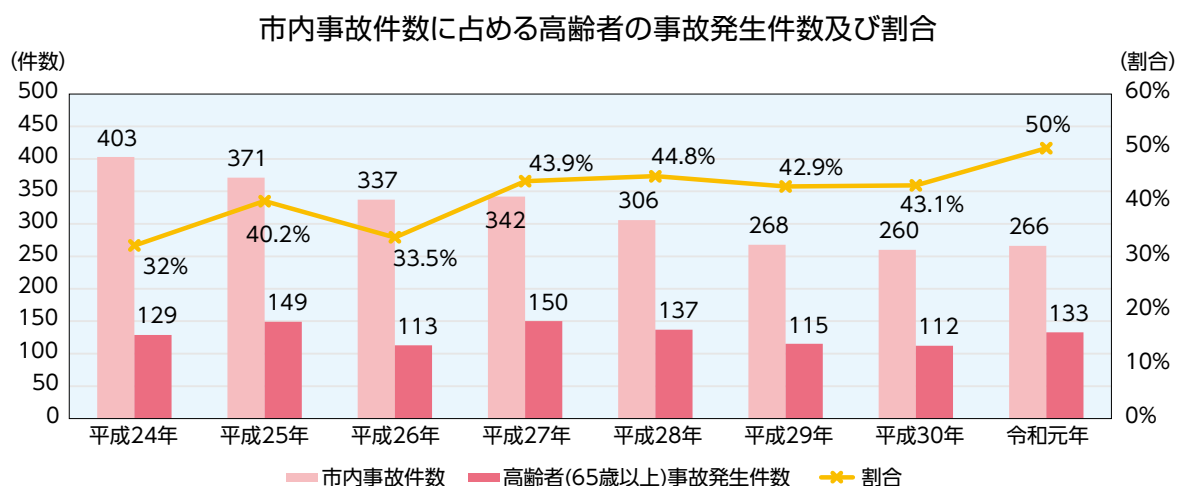
資料：都市建設部管理課（令和2年4月1日現在）

■ 基本的な方向性

- 歩行者と自転車が安全に快適に利用できるよう、歩行者と自転車の道路の分離を図り、安全・安心・快適な自転車通行空間の整備に努めるとともに、高齢者などの交通弱者の安全を確保するため、歩道整備や公共交通施設のバリアフリー化に努めます。
- 生活道路における安全確保のため、交通管理者等の関係機関との連携を図るとともに、地域の実状にあった交通安全対策の向上を図り、交通事故の発生抑制に努めます。
- 警察署や東久留米市交通安全協会などの関係機関と連携し、全国交通安全運動や交通安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上を促進します。また、交通事故に関する被害者等への支援に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市交通安全計画	平成 28 年度～令和 2 年度



基本的な施策

1. 安全・安心な地域づくり

基本的な事業

1-4 消費生活の向上

■ 現状と課題

消費を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展、電子商取引など消費生活におけるグローバル化の進展などを背景に変化してきており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容も変化しています。本市の消費者センターに寄せられる年間相談件数のうち架空請求に関する相談が約四分の一を占めるようになり、特に単独世帯の高齢者は、周囲の目が届かず、消費者トラブルに巻き込まれやすく、だれにも相談できずに一人で抱え込み、被害にあうことが多くなっています。そのため、消費者トラブルや消費者被害の防止と早期発見に努めることが重要となっています。

自立した消費者を育成するため、消費者教育は、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて体系的に実施することが重要です。市では地域包括支援センターとの情報共有や連携を図り、啓発講座の開催などを行っています。今後も行政機関や消費者団体、事業者をはじめとした多様な主体の連携・協働など、消費者教育推進のための体制整備が必要です。

■ 基本的な方向性

- 消費者センター機能の充実をはじめ、相談件数の多い高齢者のケースを中心に、地域と連携して消費者トラブルや消費者被害を未然に防ぎ、適切な解決ができるよう体制の整備に努めます。
- 関係団体と連携し、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた消費問題に関する講座やイベントの開催、情報発信に努めます。

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

基本的な事業

2-1 道路の整備

■ 現状と課題

市内の主要な道路のなかには、幅員が狭い区間や見通しの悪い箇所があり、自動車と歩行者の双方にとって危険な路線があります。多くの歩行者・自転車及び自動車が利用する道路は、だれもが安心して通行できる歩行空間の整備が必要です。そのため、交通の利便性の向上や必要な安全対策を図るとともに、災害発生時においても安全で安心した通行が確保できる道路の拡幅や歩道の設置が求められています。

都市計画道路は、まちの骨格であり沿道の事業所や店舗の集積とともに、まちのにぎわいを生み出す基盤になります。広域での交通を円滑にするため、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、事業を進めています。

市道の改修や橋梁の修繕については、優先度を考慮し、計画的に進めていく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に道路の拡幅整備や改修などを進めます。
- 都市計画道路の整備や改修の際には、だれもが安心して通行できる歩行空間及び自転車走行空間の整備を進めます。
- 道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和をめざした道路の整備を検討します。
- 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、優先整備路線の整備を推進します。
- 道路舗装補修工事五ヵ年計画に基づき、市道の改修を計画的に進めます。
- 東久留米市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕を計画的に進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)	平成 28 年度～令和 7 年度
道路舗装補修工事五ヵ年計画 (第 4 期)	令和 2 年度～令和 6 年度
東久留米市橋梁長寿命化修繕計画	平成 30 年度～令和 9 年度

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

基本的な事業

2-2 都市的土地利用と良好な住環境の形成

■ 現状と課題

本市では、地区計画制度を活用し、都市計画道路の沿道や大規模住宅団地建替え後の敷地などにおいて、地区計画制度の活用などにより良好な都市景観が形成されつつあります。良好な都市景観の形成のためには、市民及び事業者一人ひとりの環境に対する意識の醸成が引き続き必要となります。

市内には昭和40年代に建設された大規模住宅団地があります。大規模住宅団地の再生などに際しては、住民相互の合意形成に向けた取り組みが求められます。

高齢化等により今後も増加が予測される空家等は、その状況により周辺の生活環境や地域価値に様々な影響を及ぼすおそれがあります。そのため、適正に管理されていない空家等に対し、「東久留米市空家等対策計画」に基づく取り組みが必要となります。

市民一人あたりの公園面積は、新たな公園の開園により増加してきています。また、都立六仙公園の整備により公園の充実度の向上が期待されており、開園面積の拡大に向けた整備が求められます。公園遊具については修繕などを計画的に行うため、「東久留米市公園施設長寿命化計画」を策定し、計画に基づいた修繕などを行っています。

生産緑地地区については、平成28年に国が策定した「都市農業振興基本計画」において、都市農地が、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけを転換することとされたことなどを踏まえ、平成29年の法改正により、地区の「面積要件」の緩和や「特定生産緑地制度」が創設され、生産緑地の計画的な保全と良好な都市環境の形成が期待されています。

■ 基本的な方向性

- 地区計画などの都市計画制度を活用する際には、懇談会の実施などにより、市民及び事業者の都市景観に係る意識の醸成を図りつつ、まちづくりを推進します。
- 大規模住宅団地の住環境の改善に向け、国や東京都の制度を活用した取り組みなどについて検討します。また、再生を行う際には、地区の特性に応じた都市計画制度を活用するなど、良好な住環境とにぎわいが調和した市街地環境の形成に努めます。
- 市民、事業者、行政が連携を図り、「東久留米市空家等対策計画」に基づき、施策の推進に取り組みます。
- 都立六仙公園については、開園面積の拡大に向け東京都に対して要望を行います。
- 老朽化した公園遊具の修繕などにあたっては、毎年実施する遊具点検の結果を考慮し、「東久留米市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に取り組みます。
- 生産緑地地区については、特定生産緑地制度の周知に努め、指定をしていくとともに、都市農地の活性化と併せ、生産緑地地区の新規指定により、都市農地の計画的な保全に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市都市計画マスタープラン	平成 12 年度～令和 3 年度
東久留米市第二次緑の基本計画	平成 25 年度～令和 4 年度
東久留米市都市公園施設長寿命化計画	平成 28 年度～令和 7 年度
東久留米市空家等対策計画	令和 2 年度～令和 8 年度

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

基本的な事業

2-3 交通環境の充実

■ 現状と課題

にぎわいのあるまちを実現するためには、交通の利便性が高く、安全・安心に、容易に往来できることが重要ですが、鉄道駅やバス路線から離れている地域、本市の公共交通空白地域は、交通利便性の高い地域の狭間に存在しており、移動に不便を感じている市民もいます。そのため、地域公共交通の充実に向けた取り組みとして、既存のバス路線の一部のルート変更や都市計画道路整備進捗にあわせた路線の拡大など、バス路線の拡充に向けて、バス事業者に対して継続的に要望を行っています。また、市域全域を対象地域に、子育て世帯や高齢者を対象として、令和2年3月から5年間のデマンド型交通の実験運行を開始するなど、地域公共交通の充実に向けた取り組みを進めています。

自転車は、日常的な乗り物として多くの市民に利用されており、その結果、駅周辺には多くの自転車が集まります。このため、駅周辺の自転車等駐車場など収容施設の不足が問題となっていますが、市営の自転車等駐車場の多くは借地であるため、必ずしも安定的な供給が図られているとは言えない状況であり、恒久的な施設の確保が求められています。そのため本市では、平成30年3月に「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を策定し、駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向けた取り組みを進めています。

自転車等放置防止に関する条例により、駅周辺を放置禁止区域に指定し、巡回による指導や撤去作業などの対策を実施しています。これらの対策により、放置自転車等は減少傾向にあるものの、現状においても、通行の妨げや、災害時の緊急活動及び避難行動の支障となる課題があります。



東久留米市デマンド型交通「くるぶー」運行車両 オナガ号

■ 基本的な方向性

- 地域公共交通の充実にに向けたバス路線の拡充に向けて、バス事業者には道路整備の計画、進捗状況など継続的な情報提供を図ります。
- デマンド型交通の実験運行を進めるとともに、地域公共交通会議を開催するなど、期間内に判断すべき指標に基づいた検証を行い、その後の方向性について検討します。
- 「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を踏まえ、駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向けた取り組みを進めます。
- 自転車などの放置を防止するため、巡回による指導や撤去作業などを実施し、放置防止対策に努めます。また、警察、鉄道事業者、バス事業者などの関係機関と連携し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行うことや広報紙などにより、自転車等放置防止に向けた広報啓発活動を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画	平成 30 年 3 月～
東久留米市デマンド型交通運行計画（実験運行）	令和 2 年 3 月～令和 7 年 3 月

基本的な施策

2. 快適な住環境整備の推進

基本的な事業

2-4 公共下水道の維持管理・整備

■ 現状と課題

下水道は、河川の水質保全、生活環境の改善と浸水防除を目的にはじまり、下水処理水や汚泥の有効利用及び水循環への寄与など、果たす役割はますます重要なものとなっています。本市の污水整備は、平成15年度末には概成しており、污水处理人口普及率は100%、水洗化率は令和元年度末に99.7%となっていますが、さらなる普及促進が求められます。

下水道施設については、下水道施設の適切な管理を行い、施設全体の状況を中長期的に捉えた対策のため、平成30年度に「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を策定しました。また、雨天時には雨水の污水管への流入により、下谷ポンプ場などの処理能力への負担の増大や維持管理費の増加が課題となっています。また、下谷ポンプ場流入区域においては、ポンプ施設の維持管理費用及び今後の更新費用の縮減を図るなど、維持管理に係る費用の適正管理に努めています。

下水道経営については、一般会計からの繰入金に依存しない、持続可能で自立的な下水道経営を目指すため、平成25年4月に下水道使用料の改定及び減免規定の見直しを行いました。今後も持続可能な下水道経営が求められます。

雨水公共下水道事業については、雨水管渠整備を継続して進めており、浸水被害の軽減に一定の効果が現れていますが、整備率は十分ではありません。今後も気候変動の影響により発生が懸念される、下水道施設の能力を超える規模の降雨への備えが求められます。

下水道の計画処理の状況

年次	面積			人口					世帯数		
	全体計画面積 (ha)	整備区域面積 (ha)	整備率 (%)	行政人口	処理区域人口	人口普及率 (%)	水洗便所設置済み人口	水洗化率 (%)	処理区域世帯	水洗便所設置済み世帯数	接続率 (%)
平成 27 年	1,292.00	1,292.00	100.0	116,610	116,610	100.0	115,980	99.5	52,436	52,184	99.6
平成 28 年	1,292.00	1,292.00	100.0	117,053	117,053	100.0	116,502	99.6	53,041	52,812	99.6
平成 29 年	1,292.00	1,292.00	100.0	116,897	116,897	100.0	116,362	99.6	53,429	53,206	99.6
平成 30 年	1,292.00	1,292.00	100.0	116,869	116,869	100.0	116,379	99.6	53,883	53,669	99.7
平成 31 年	1,292.00	1,292.00	100.0	116,719	116,719	100.0	116,284	99.7	54,399	54,213	99.7

資料：『統計東久留米 令和元年版』

※人口、世帯数は住民基本台帳による（外国人を含む）（各年 4 月 1 日現在）

■ 基本的な方向性

- 公共下水道への未接続世帯に対する普及促進を図り、「湧水・清流保全都市宣言」に則り、清流を市民とともに守り、次世代に引き継ぐことに努めます。
- 「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」を踏まえ、下水道施設の維持管理・改築を一体的にとらえ、計画的・効率的な管理を図り、下水道施設の機能維持、維持管理費の縮減や雨天時浸入水の削減に取り組みます。また、施設の耐震化の確保など、万が一の備えを行い、持続的な下水道事業の実践に努めます。
- 地方公営企業法の適用による公営企業会計に則り、限られた収入で、必要な市民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、自らの資産情報や経営状況を的確に把握し、財政規律を向上させ、事業の効率化と財源の確保に努めます。
- 雨水整備事業を推進し、浸水被害の軽減を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市公共下水道プランー第2次ー	令和3年4月～

基本目標

いきいきと 健康に暮らせるまち

基本的な施策

- 1 支え合う地域福祉の推進
- 2 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり
- 3 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり
- 4 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な施策

1. 支え合う地域福祉の推進

基本的な事業

1-1 地域福祉基盤の育成・強化

■ 現状と課題

少子・高齢化社会や住民の生活様式、価値観の変化等によって、地域の抱える課題は、ますます多様化・複雑化しており、すべての問題を公的な対応のみで迅速に解決していくことは困難です。

地域福祉の推進に向けては、市民一人ひとりの取り組み(自助)、市民同士、地域社会相互の助け合い、支えあい(互助)、介護保険制度や医療保険制度などの自助の共同化としての社会保険制度(共助)、市行政などの公的取り組み(公助)のそれぞれの役割分担をもってつながりを築いていくことが重要です。

地域共生社会の考え方を念頭に置きながら、市民の主体的な活動を支援するとともに、地域社会におけるさまざまな課題に対し、その解決に向けた身近な地域からつなぐ体制のあり方を検討していく必要があります。

民生・児童委員は、地域の身近な相談相手として、見守りや必要な支援を行っていますが、担い手の確保が難しくなっていることが課題となっています。

■ 基本的な方向性

- 自助、互助、共助、公助のそれぞれの役割分担のもとで、地域福祉を推進します。
- 地域が抱える多様化・複雑化したさまざまな課題に対し、地域住民や地域の多様な主体が参画し、相互に連携しながら解決していく仕組みづくりに努めます。
- 民生・児童委員の担い手の確保、活動の充実に向けた取り組みを推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

基本的な施策

1. 支え合う地域福祉の推進

基本的な事業

1 - 2 生活の安定と自立に向けた支援

■ 現状と課題

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備等に必要な措置を講じるよう努めなければならないことなどが示されました。

生活保護受給者は高齢者単身世帯が増加傾向にあります。一方で、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者の問題は深刻化しており、特に健康や家族関係などの複合的な問題を抱えているケースが多く、相談件数が増加しています。

このような状況のなか、生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、就労支援などの取り組みを実施しています。引き続き、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、関係機関と連携し、各種福祉施策や相談支援などが活用される体制を整えていく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 関係機関との連携体制を充実させ、被保護者の自立の促進と生活保護制度の適切な運用を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業、就労に向けた支援などに取り組み、自立に向けた支援を推進します。
- 関係機関と連携し、生活困窮者のニーズを把握し、必要な支援へつなぐ取り組みを推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度

基本的な施策

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

基本的な事業

2-1 交流の場と安全の確保

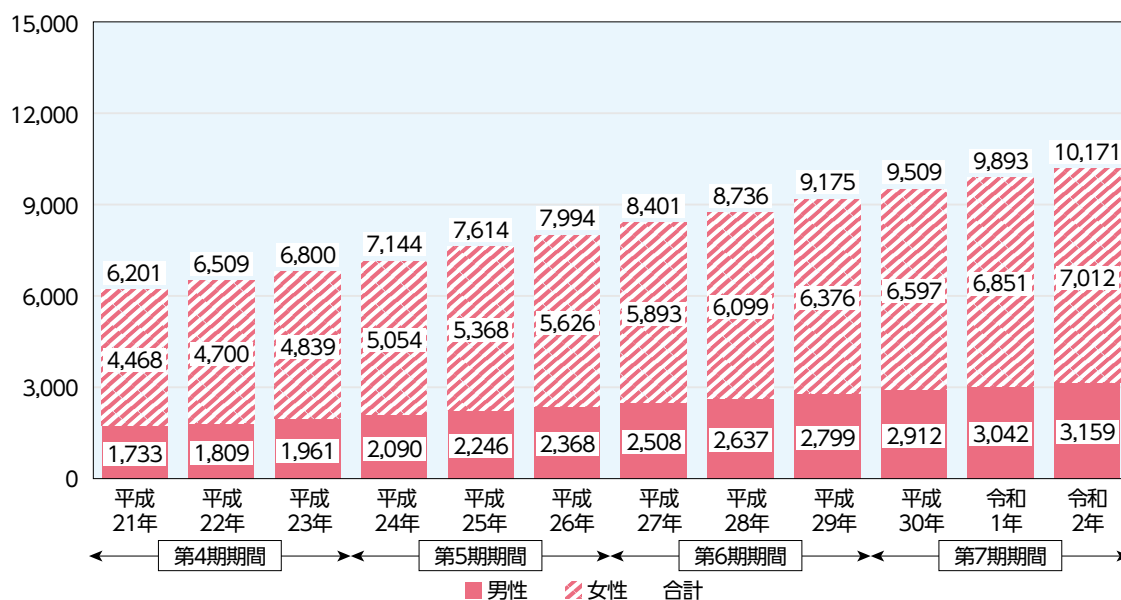
■ 現状と課題

家族や地域のつながりが希薄化し、高齢者の孤立が問題となっています。高齢者が元気で生きがいを持ち、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築していく必要があります。

また、高齢者は支えられるだけでなく、高齢者自身も地域社会の担い手として活躍することが期待されています。高齢者が自らの経験や知識を活かして社会活動や地域活動に参加することが求められます。

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が増加しています。本市では、関係機関との連携を強化し、日常の見守りや災害時に支援ができるネットワークの形成を図っています。災害時に支援が必要な高齢者や要援護者の把握及び支援内容の検討について、地域と連携し、取り組みを進める必要があります。

高齢者一人暮らし世帯数推移



資料：第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

■ 基本的な方向性

- 公的サービスと地域団体など関係機関による地域福祉活動を促進し、地域の結びつきの強化を図ります。
- 高齢者が社会活動や地域活動に参加できる仕組みづくりや活動支援を行います。
- 関係機関との連携を強化し、日常の見守りや災害時に支援ができるネットワークを形成し、地域全体で高齢者や要援護者を支える体制を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

基本的な施策

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

基本的な事業

2-2 自立生活への支援

■ 現状と課題

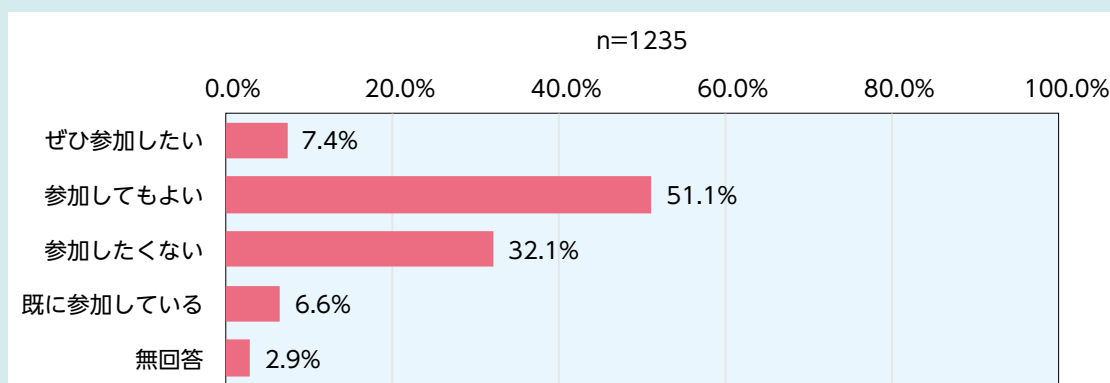
本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が過せるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に支援する施策の取り組み(地域包括ケアシステム)を継続的に推進しています。

本市の「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」は東京都内で常に上位に位置し、多くの高齢者が要支援認定を受けても要介護状態にならずに長く状態を維持されています。一方、高齢化率は東京都内で比較的高く、今後も上昇が見込まれることから、元気な高齢者を増やすための取り組みを継続していくことが求められます。

本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」は、住民主体の「通いの場」のほか、地域の支え合いなどの多様な社会資源を活用した「一般介護予防事業」と、要支援者を中心とした多様な生活課題のニーズに応える「介護予防・生活支援サービス」を、地域支援事業として提供しています。「介護予防・生活支援サービス」の対象者が増加するなかで、担い手の確保が必要となっています。

「地域での活動に関する意識(調査結果報告)」

問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



資料:東久留米市高齢者アンケート調査結果報告書(令和2年3月)

■ 基本的な方向性

- 国が示す2040年(令和22年)を見据えた、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備に合わせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等を一体的に取り組むことにより、地域共生社会の実現をめざしていきます。
- 介護予防、認知症予防においては、常に新しい概念や方針が示されるなかで、PDCAサイクルに沿って事業を検討し進めます。
- 地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターをはじめ、地域住民や事業者等の関係機関、民間企業などと連携して、事業の継続性に配慮したサービス体系の構築を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

基本的な施策

2. 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり

基本的な事業

2-3 介護保険制度の運営

■ 現状と課題

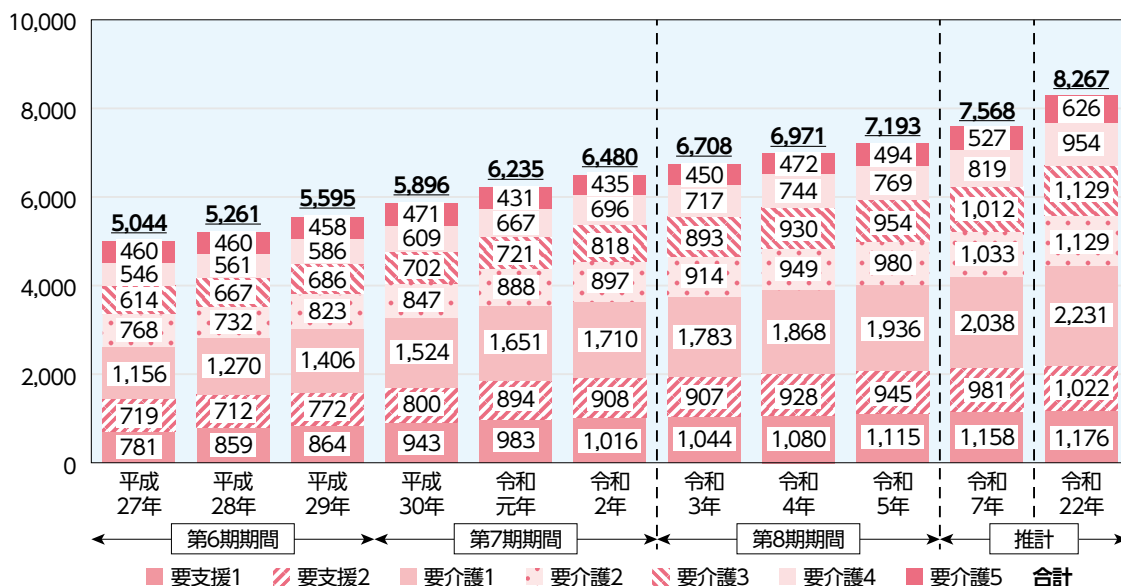
介護保険制度は、介護が必要な状態になっても本人や家族介護者が安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う仕組みです。市区町村は、3年を1期として「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を定めるとされています。本市においても、3年ごとに見直される計画に沿って、持続可能性を高める制度の管理・運営を行う必要があります。

高齢化の進展により、要介護者の増加が見込まれます。近隣市と比較すると、本市の特別養護老人ホームの整備率は高くなっています。一方で、これら介護施設などに従事する職員の不足は、全国的な問題であり、都内区市町村においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や東京都と連携し、効果的な施策の展開が求められています。

地域包括支援センターは、扱う業務量の拡大、高度化に伴い、センター機能の効率性と専門性の向上などの課題に対応し得る体制の構築が必要となります。

在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、医療と介護が主に共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)を意識した、切れ目のない医療と介護の連携体制が求められています。

要介護(要支援)認定者数と認定率の推移(人) ※第2号被保険者を含む



資料：第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

■ 基本的な方向性

- 国が示す2025年(令和7年)及び2040年(令和22年)を見据えた、地域の状況に応じた介護サービス基盤(地域密着型サービスや居宅サービスなど)の整備及び地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保に留意し、将来に向かって持続可能な介護保険制度の運営に努めます。
- 地域包括ケアシステムの推進に向けては、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥らず、地域住民を発掘、育成するなど介護人材のすそ野を広げる取り組みに努めつつ、世代を超えて住民が支え合う地域づくりを進めます。
- 地域包括支援センターについては、将来にわたり各センターのサービスの平準化が維持され、高度化する高齢者を巡る課題に対応し得る体制を構築していきます。
- 在宅における医療と介護の連携の充実を図るとともに、利用者及び家族介護者の双方の自立と健康の保持、重度化の抑制につながるよう、適切なケアマネジメントに基づくサービス提供に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

基本的な施策

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

基本的な事業

3-1 日常生活への支援

■ 現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれます。本市では、国の「障害者差別解消法」、東京都の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、障害者の差別解消に向けた啓発事業に対して支援を行っています。今後も、社会全体で障害者への理解を深め、差別解消に向けた取り組みを推進していく必要があります。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近な場所で相談でき、福祉サービスを受けることができる環境が必要です。本市では、社会的障壁を取り除き、障害者の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に実施するため、「障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。本計画を推進し、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のさまざまな活動に参加して、自己実現できる地域社会をめざしていく必要があります。

近年の発達障害や高次脳機能障害、難病などの障害の多様化や、障害者の高齢化、重度化など、複雑化するニーズに対応していくためには、各事業所や支援機関が連携して支援を行える体制づくりの構築が求められます。

障害者が安全・安心に暮らしていくため、公共施設などのバリアフリー化が必要です。また、災害時に支援が必要な障害者の把握及び支援内容について、市内の障害福祉サービス事業所などと連携し、検討を進める必要があります。

■ 基本的な方向性

- 差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂(インクルーシブ)な社会の実現に向け、意識啓発に努めます。
- 障害福祉人材の確保を図るとともに、障害者の高齢化や重度化などを見据え、障害者の生活を地域全体で支える相談支援体制やサービス提供体制の構築に努めます。
- 障害当事者や学識経験者などから構成される地域自立支援協議会とその専門部会の運営により、障害福祉施策の評価・進行管理などに努めます。
- 公共施設等のバリアフリー化への取り組みを推進します。また、市内の障害福祉サービス事業所などと連携し、災害時に支援ができるよう障害者を支える体制づくりに努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
東久留米市障害者計画	令和3年度～令和8年度
第6期東久留米市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度

基本的な施策

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

基本的な事業

3-2 日中活動への支援

■ 現状と課題

本市では障害者の就労を支援するため障害者就労支援室を設置し、相談などの支援を実施しています。また、本市では、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達に関する方針を毎年度策定し、同方針及び市内障害者就労施設が受注可能な作業などについて、市のホームページで公開しています。引き続き市内企業に対する障害者雇用の啓発を図るとともに、就労者が職場に定着できるよう支援が求められます。

障害者が地域との交流を図りながら、充実した余暇活動を送ることは大切です。本市では、障害のある青年層を対象とした各種教室の開催など、障害者に対する生涯学習活動や余暇活動の機会を提供しています。



障害者就労支援室「さいわい」（さいわい福祉センター内）



障害者就労支援室「あおぞら」

■ 基本的な方向性

- 障害者就労支援室を中心に、ハローワークなどの関係機関とともに、企業に対して障害者に対する理解の周知・啓発を図り、障害者の企業への就職と定着を支援します。
- 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度立て、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつながる支援を行います。
- 障害者が身近な地域で生涯学習活動や余暇活動に参加できるよう、引き続き障害者地域自立生活支援センターと精神障害者地域生活支援センターにおいて、障害者の地域交流や集いの場を提供します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
東久留米市障害者計画	令和3年度～令和8年度
第6期東久留米市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度

基本的な施策

3. 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり

基本的な事業

3-3 障害児への療育支援

■ 現状と課題

障害児のライフステージに沿って、さまざまな関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制づくりが重要です。また、障害児支援を利用することにより、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していくことが重要です。

健康診断を通じて乳幼児の発育及び発達状況を確認し、発達に課題のある乳幼児の発見から療育へつなげる連携の推進が必要です。

市立わかさ学園は、児童発達支援事業による障害児療育を中心として、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な障害児支援施設として令和2年度より児童発達支援センターに移行しました。引き続き、通所による支援のみならず、保育園や幼稚園などで適切な支援が受けられるよう相談・援助を行い、広く発達に課題のある子どもに対して支援を行うことが求められます。

また、障害児の支援にあたっては、障害児サービス事業所等が連携していくことが重要であり、障害児を持つ家庭では、不安や悩みを抱えているケースも多いため、子育てに関する不安や悩みを持つ保護者同士が共に考えていく交流の場を提供することも重要です。



わかさ学園分室

■ 基本的な方向性

- 教育機関などとの連携を図りながら、出生から18歳までの切れ目のない支援体制の構築に努め、18歳以降も適切な支援が受けられるよう、障害福祉サービス事業所との連携の強化に努めます。
- 乳幼児健診や発達健診の実施により、発達に課題のある支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に努めます。
- 児童発達支援センターわかさ学園を地域の中核的な療育支援施設として、保育園や幼稚園などの障害児を預かる施設への援助・助言などを行い、広く発達に課題のある子どもに対して支援が行えるよう努めるとともに、障害児やその家族への相談、地域との交流に努めていきます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
東久留米市障害者計画	令和3年度～令和8年度
第6期東久留米市障害福祉計画・第2期東久留米市障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度

基本的な施策

4. 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

4-1 保健医療体制の充実

■ 現状と課題

本市は東京都における二次保健医療圏のなかで、北多摩北部医療圏に属しています。市内の病床数は他市に比べて少ないものの、令和2年度末には地域包括ケア病床19床を含め、計55床の増床が認められ、医療提供体制が強化されています。

本市では、市内医療機関の協力を得て、医科・歯科の休日及び準夜間の診療体制を整え、地域で医療サービスを365日提供しています。また、小児の平日準夜間の初期救急医療は、北多摩北部医療圏の医師会の協力を得て、市外の2病院での診療体制を整えています。

身近な地域で相談や診療を受けられるよう、かかりつけの医科・歯科医・薬局を持つことを更に推進する必要があります。かかりつけ医が提供する在宅医療を要とし、圏域の専門病院による高度医療との連携を強め、感染症対策など多様化する医療ニーズに対応していくことが重要です。

医療施設の状況(都・管内比較)

医療圏名	二次保健所名	市町村	病院			一般診療所	歯科診療所	病床数			
			計	精神病院	一般病院			精神病院	一般病院	一般診療所	歯科診療所
東京都（島部含む）			647	49	598	13,429	10,672	22,231	81,347	3,788	3
区部			427	12	415	10,325	8,314	6,794	59,485	2,683	3
市部			215	37	178	3,046	2,323	15,377	21,711	1,029	-
北多摩北部	多摩小平保健所	小平市	9	1	8	127	94	699	1,076	43	-
		東村山市	11	3	8	97	69	670	1,321	34	-
		清瀬市	11	2	9	46	33	255	914	38	-
		東久留米市	4	1	3	67	55	183	147	10	-
		西東京市	6	1	5	143	118	326	877	19	-

資料：東京都福祉保健局ホームページ「東京都の医療施設」（平成30年10月1日）

■ 基本的な方向性

- 地域及び圏域の医師会の協力を得て、休日及び準夜間の診療及び平日準夜間の小児初期救急医療の安定的な提供を行います。
- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の委員などで構成される地域医療協議会や、在宅医療・介護連携推進協議会などにおいて、地域医療と保健に係る課題を共有し、特に在宅医療を必要とする高齢者などが安心して地域で暮らせる保健医療体制づくりを進めます。
- 市民が高度医療を受けやすくするため、保健医療圏内での連携強化を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン	平成 30 年度～令和 5 年度

基本的な施策

4. 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

4-2 健康づくりの推進

■ 現状と課題

本市の「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」は都内で常に上位(平成30年は女性第1位、男性第6位)に位置しています。引き続き国民健康保険被保険者等の特定健診・後期高齢者健診、及び5がん検診が受けやすい環境を整えていくとともに、健康無関心層への働きかけが重要です。

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、食育を推進することが重要です。しかし、特に若い世代では朝食の欠食がみられるなど課題が見受けられます。国の第3次食育基本計画の重点課題の一つは「若い世代を中心とした食育の推進」であり、市町村の食育推進の取り組みも求められています。

予防接種は、国の方針に沿って着実に進めており、当市の接種率は年々高くなっています。

健康増進法の改正を踏まえ、施設内禁煙を徹底し、受動喫煙防止の環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりが重要です。

こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件ですが、近年、こころの病気の患者数は増加しています。また、うつ病などのこころの病気は重要な自殺の要因となっており、自殺を防止するために、「東久留米市自殺対策計画」に掲げる「みんなでこころ支えあう 心地よいまち」を全市民で推進していく必要があります。

健康診査等受診状況

	特定健診		後期高齢者健診		成人歯科検診		骨粗しょう症検診		特定保健指導	
	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	終了者数 (人)	終了率 (%)
平成 26 年度	10,781	50.4	7,846	58.9	715	6.3	81	1.1	191	16.1
平成 27 年度	10,580	50.7	8,069	58.1	760	6.2	69	1.0	189	15.7
平成 28 年度	9,914	50.7	8,418	57.7	876	7.1	56	0.8	125	10.8
平成 29 年度	9,524	51.2	8,872	57.4	872	6.7	61	0.9	138	13.1
平成 30 年度	9,152	51.2	9,191	56.8	865	6.7	81	1.1	254	23.6

資料：福祉保健部健康課

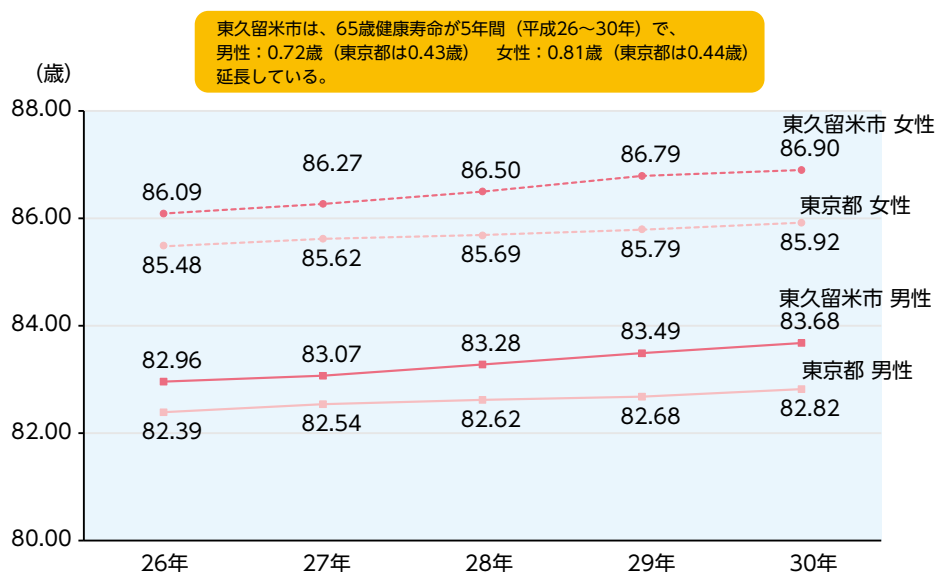
■ 基本的な方向性

- 市民一人ひとりが、自ら取り組める健康づくりの活動を継続・実践していけるように、健康づくり推進員と協働してポピュレーションアプローチに取り組みます。
- 地域医師会と連携し特定健診、特定保健指導及び5がん検診を受けやすい環境を整え、オンラインによる相談事業も補完的に取り入れながら、受診率向上に努めます。
- 東久留米市健康増進計画の改定に併せ、食育を推進していきます。
- 予防接種法の制度改正に適切に対応するとともに、感染症予防対策に取り組みます。
- 市民のこころの健康に着目し、庁内外で連携しながら多様な相談に対応していきます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市地域福祉計画（第3次改定版）	平成27年度～令和6年度
東久留米市健康増進計画（第2次）	平成28年度～令和6年度
東久留米市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度
東久留米市国民健康保険第二期データヘルス計画	平成30年度～令和5年度
東久留米市自殺対策計画	令和2年度～令和5年度

65歳健康寿命※(要介護2)の推移



資料：東京都福祉保健局「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」

※ 65歳健康寿命：65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表すもの。

東京都は、65歳健康寿命の把握にあたり「東京保健所長会方式」を採用し、65歳の方が要介護2になる平均年齢で表しています。

基本的な施策

4. 健やかな生活を支える保健医療の推進

基本的な事業

4-3 医療保険制度の運営

■ 現状と課題

国民健康保険は、市民が安心して医療を受けられるための国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っています。会社員などが加入する被用者保険の適用拡大、年齢構成の変化などにより、国民健康保険加入者に占める低所得者の割合は高まる一方で、高齢化や医療技術の進歩などにより医療費が増大し、平成30年度の国民健康保険事業運営の都道府県単位化以降もその制度運営は非常に厳しい状況が続いています。加えて、令和2年の感染症拡大を契機とした「新たな日常」を支えるため、国民健康保険制度の基盤強化とその維持、人生100年時代に向けた持続可能な制度運営の次世代への継承がめざされています。データ利活用、健康予防の重要性が再認識されるなか、健康寿命を延伸するため、データに基づく予防・健康づくりを推進しつつ、東京都全体で医療費適正化並びに医療費の抑制を図る取り組みが求められます。

■ 基本的な方向性

- 適切な保険給付及び保険税賦課による税の収納率の向上に努め、公正で健全な制度の運営を行います。
- 特定健康診査・特定保健指導等受診率向上に努めるとともに、市民へ健康づくりの情報やサービス提供などの働きかけを行うことによるポピュレーションアプローチ及び重症化予防に代表されるハイリスクアプローチの両側面から健康の保持増進を図り、将来の医療費削減につなげます。
- 東京都及び都内区市町村とともに、国民健康保険の安定した制度運営に向けて、医療費適正化に取り組めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度
東久留米市国民健康保険第二期データヘルス計画	平成30年度～令和5年度

基本目標

子どもが豊かに 成長できるまち

基本的な施策

- 1 子どもを安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの未来を育む学校づくり

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

基本的な事業

1 - 1 幼児教育・保育の充実

■ 現状と課題

核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化し、子育て支援に対する市民からの要望も多岐に渡っています。このような社会情勢を背景に、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供できるよう、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が開始され、その後、幼稚園教育要領や保育所保育指針等が改定されました。

本市では認可保育所や特定地域型保育事業の開設・定員拡大等による保育サービスの量的確保とともに、障害児・特別な配慮を要する子どもへの支援の充実等、質の向上を図ってきました。加えて、市立保育園への民間活力の導入にも取り組み、令和2年度当初における子ども・子育て支援法に規定される認定区分ごとの保育所等の空き定数は、その区分ごとの待機児童数を上回っています。今後は、人口動態や子どもを取り巻く環境等を勘案しながら、将来を見越した効果的な子育て支援策を講じていく必要があります。

学童保育を取り巻く社会情勢も同様であり、本市では児童福祉法の改正を受けて受け入れの年齢拡大などの充実を図ってきました。今後も子どもが安心できる環境で成長できるよう、安定的な事業の継続、延長育成を行う施設の拡大など、学童保育の充実が求められます。

また、特別な支援を必要とする子どもや、子育ての不安や悩みを抱える保護者が増加しています。このため、子どもが安心な環境で育まれ成長できるよう、子育てしやすいまちづくりを進めていくことが求められます。

■ 基本的な方向性

- 子どもを取り巻く状況を注視し、必要に応じ、民間から供給されるサービスを活かしながら、認可保育所や特定地域型保育事業を整備する等、保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画に沿った取り組みを進めます。
- 幼児教育の質の向上を図るために市内幼稚園事業者へ必要な支援を行います。
- 学童保育について、需要を考慮した施設や設備の環境整備とともに、安定的な事業の継続、延長育成の実施などの課題解決に向けて、民間活力の導入を検討します。
- 特別な支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える保護者に対し、保育所等が児童福祉施設の専門性を活かした適切な支援を行います。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画	平成29年度～令和6年度
今後の東久留米市立学童保育所の運営方針	令和元年8月～

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

基本的な事業

1-2 親と子の健康の確保及び増進

■ 現状と課題

子どもが健康で元気に育つためには、乳幼児健診をはじめとする健康管理と必要な医療の提供が重要です。

核家族化の進展などを背景に、子育てに対する孤立感を抱く家庭や、情報が氾濫するなかで初めての妊娠・出産・子育てに不安を抱える保護者が増えています。多様な場面で、保護者が気軽に相談できる環境を整えていくことが求められます。

母子保健法の改正を踏まえ、子育て世代包括支援センターの仕組みを中心に据え、虐待などにつながりやすいハイリスク家庭を妊娠期から支援に結び付けることが必要です。また、産後の母親の不安定期に、孤立せずに安心して子育てが出来る支援体制を確保していくことも求められています。

新生児訪問の実施率や乳幼児健診の受診率は向上しています。健診によって、発達障害などの目に見えない障害が見つかる子どもが増えており、関係機関と連携し、切れ目のない支援が求められます。

乳幼児及び健康診査受診状況

(単位：人)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健康診査		16,689	17,762	17,965	18,924	19,396	19,698	19,718	19,643	19,444	19,409
乳幼児	4か月	882	931	857	797	845	893	869	849	803	785
	6か月	783	816	763	787	799	834	834	792	788	770
	9か月	766	778	759	777	798	815	827	821	799	762
	1歳6か月	882	813	963	841	853	903	960	900	881	855
	3歳	870	879	841	909	910	858	983	920	929	933

資料：東久留米市「統計東久留米」（各年）

■ 基本的な方向性

- 妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実を図ります。
- プレパパママクラス事業などによる子育ての仲間づくりや、乳幼児健診、発達健診、子ども相談など多様な場面で気軽に保護者が相談できる環境づくりに取り組みます。
- 産後に安心して子育てが出来るよう、心身の安定と育児不安の軽減を図るための取り組みを検討します。
- 各種健診、子ども相談などの母子保健サービスの向上に努めるとともに、妊娠期から子育て期まで、子ども家庭支援センターや児童発達支援センターわかさ学園などの関係機関と連携し、切れ目のない支援に取り組みます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
東久留米市母子保健計画（第2次）	令和2年度～令和7年度

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

基本的な事業

1-3 子育て家庭の経済的負担の軽減

■ 現状と課題

我が国における少子化の進行は深刻さを増しており、その背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻むさまざまな要因が複雑に絡み合っていますが、要因の一つとして、子育てにおける経済的負担が指摘されています。こうしたなか、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が始まりました。また、経済的負担の軽減による家庭での生活の安定とともに、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的として、児童手当をはじめとした各種手当や各種医療費助成を実施しています。今後も、これらの支援事業を適切に運営していくことが求められます。

保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持っていない状況なども発生しています。そのため、就業と子育てを両立させていくための支援が求められます。また、保護者の子育てに関する悩みや不安の軽減に向けて、人権やプライバシーに配慮し、家庭や保護者の事情に対応した相談活動の充実が求められます。

ひとり親家庭などでは子育てをはじめ生活全般にわたり、精神的、経済的負担が大きくなっています。本市では、手当や医療費助成に加え、ひとり親家庭の自立支援のためのホームヘルプサービス、教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、東京都母子及び父子福祉資金貸付事業などを実施しており、今後も、適切な自立支援が求められます。

児童に対する手当の受給者数及び医療費助成対象者数

(単位：人)

年度	児童扶養手当	児童手当	児童育成手当	乳幼児医療費助成	義務教育就学児医療費助成	ひとり親医療費助成
平成21年度	832	6,065	1,186	6,420	5,938	1,830
平成22年度	914	8,866	1,251	6,320	6,119	1,893
平成23年度	909	8,795	1,235	6,257	6,390	1,884
平成24年度	898	8,733	1,219	7,194	6,326	1,816
平成25年度	916	8,687	1,209	6,406	7,233	1,731
平成26年度	870	8,634	1,191	6,443	7,236	1,706
平成27年度	867	8,706	1,192	6,529	7,129	1,509
平成28年度	841	8,607	1,163	6,435	7,125	1,477
平成29年度	819	8,477	1,153	6,432	7,114	1,399
平成30年度	790	8,367	1,121	6,458	7,049	1,387

(各年度末現在)

資料：東久留米市「統計東久留米」(各年)

■ 基本的な方向性

- 子育て家庭への手当・医療助成等の手続きや保育所・幼稚園の入園相談等を所管する窓口では、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口への取り次ぎ等を行い、子育てに関する初期相談窓口としての機能を担います。また、各種制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- 教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努めます。
- 家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努めます。
- ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援を行います。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

基本的な施策

1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

基本的な事業

1-4 家庭・地域における子育て支援

■ 現状と課題

コミュニティの希薄化や就労形態の変化などを背景に、子育て家庭のニーズが多様化しており、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな子育て支援が求められています。子どもと親が安心して暮らせるよう、地域や社会全体でも支えられる、子どもを中心とした適切な支援を包括的に講じていくことが必要です。

身近に相談できる相手がいないことで子育ての孤立化が進み、子育ての知恵や経験が伝えられにくくなっており、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。このような状況は児童虐待などの問題につながるおそれがあります。本市では、各種相談や親同士の交流事業などを行っており、引き続き社会全体で子どもを見守ることが必要であり、児童虐待防止に向けて、早期対応を可能とする体制強化が求められるとともに、関係機関とのきめ細やかな連携が不可欠です。

■ 基本的な方向性

- 子どもと親が地域で安心して過ごせるような環境づくり等に努めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援します。
- 市内各保育所における育児相談、園庭開放、地域交流行事など、地域活動事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図ります。
- 児童館は、子どもの健全育成のための施設であり、遊びや生活の場での継続的な関りを通して適切な支援を行うとともに、子どもと子育て家庭の課題の発生予防や早期発見に努め、子ども家庭支援センターなど関係機関と連携して対応を行います。
- 子ども家庭支援センターは、地域の中核機関として、関係機関との連携や調整機能の充実に図ります。また、地域子育て支援センターは、地域の子育て及び親子の交流を促進する支援拠点として、子育てに関する情報提供及び相談支援の充実に図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

基本的な施策

2. 子どもの未来を育む学校づくり

基本的な事業

2-1 人権尊重と健やかな心と体の育成

■ 現状と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養が図られることが大切です。市立小・中学校では人権教育を推進しており、毎年行う東久留米人権尊重推進月間には、多数の作文・標語・ポスターの応募があります。今後も、児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくことが必要です。

本市では、平成30年に「東久留米市いじめ対策基本方針」を改定しました。軽微ないじめも見逃さず、いじめの定義に基づいたいじめの認知を行っています。しかし、学校間におけるいじめの認知数については差があり、課題となっています。今後も、未然防止、早期発見を最優先事項として、対応に取り組む必要があります。

健やかな心と体の育成に当たり、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することや適切な生活習慣及び食習慣の定着を図ることが重要です。

■ 基本的な方向性

- 人権尊重の意識をより高める教育を行うために、学校管理職や人権教育推進委員への啓発や研修を行い、引き続き市立小・中学校における人権教育のあり方について共通理解を図ります。
- 各学校が毎年作成する「いじめ対策基本方針」を活用し、市域全体でいじめ問題への対応に取り組めます。
- 各学校において、日常的に運動に親しむ資質や能力を育成し、健康の保持増進のための実践力と基礎体力や運動能力の向上を目指します。
- 偏りのない食生活の普及や地場産農産物の活用など、食に関する教育を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第2次教育振興基本計画	平成31年度～令和5年度

基本的な施策

2. 子どもの未来を育む学校づくり

基本的な事業

2-2 確かな学力の育成

■ 現状と課題

学校には、一人ひとりの子どもを多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう育成することが求められています。そのために、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題に取り組むのに必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養う必要があります。さらに、主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働していく情報活用能力を育むことも求められています。

社会のグローバル化が進むなか、国際理解は重要な課題となっています。国際社会で活躍できる人材を育成するには、外国語の学習のほか、自分たちの伝統と文化に対して誇りを持つこと、他国の人々や文化に対して理解し尊重することが重要です。

また、読書を通して子どもたちの豊かな人間性を育む読書活動の推進のため、学校図書館の整備を行う必要があります。



小学校におけるALT(Assistant Language Teacher：外国語指導助手)活用による英語学習

■ 基本的な方向性

- 教員研修の内容を充実させることで教員の資質を高め、学習指導力等の向上を図り、子どもたち一人ひとりの発達段階や学力に応じた授業を実践します。
- 子どもたちの実態に応じた学習指導を行うための授業改善や、教育環境、補習体制を整備し、学力向上に取り組めます。
- コンピュータや情報通信ネットワークなどICT機器を活用した学習活動の充実を図り、子どもたちが多くの情報を取捨選択し、正しい情報を取得できる力を育成します。
- 子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしたいうえで国際感覚を身に付け、国際社会において活躍できるようなコミュニケーション能力を養います。また、地域社会の理解を深める教育を推進します。
- 学校図書館の整備を引き続き行い、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第 2 次教育振興基本計画	平成 31 年度～令和 5 年度
第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画	令和 2 年度～令和 6 年度

基本的な施策

2. 子どもの未来を育む学校づくり

基本的な事業

2-3 信頼される学校づくり

■ 現状と課題

学校が各校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるためには、地域や学校の実態に即して適切な教育課程を編成し実施するとともに、評価、改善していくことが大切です。また、教員一人ひとりの力量が発揮され、きめ細かな指導が行われるよう、教育環境の向上に努めています。今後も、教員が効率的に業務を行い、子どもに向き合う時間を確保しながら、多様な状況下にあるすべての児童・生徒の学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図り、時代の要請に応える教育環境の整備、充実に努める必要があります。

事故の未然防止に向けて、学校施設の日常的な点検や維持補修を行い、緊急度や危険度に応じて対応を図っています。今後は長期的な視点での学校施設の維持管理が求められており、計画的に学校施設を整備していく必要があります。

また、子どもの登下校時における事故や事件の発生が全国的な問題となっており、安全確保に向けた取り組みが求められます。

本市ではより良い教育環境を目指し、市立学校の再編成に取り組んできました。今後も児童・生徒数の将来推計に注視していく必要があります。

学校給食は、民間調理委託を順次導入するなど、調理体制を整備してきました。アレルギー対応や食中毒対応の強化など、児童に安全・安心な給食を提供していくための体制整備が求められます。

■ 基本的な方向性

- 働き方改革の意識を高めて教員の勤務環境の整備に取り組み、きめ細かな指導に向けて子どもたちに効果的な教育活動を行うとともに、家庭、地域及び関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 学校施設の日常点検や維持補修、施設整備プログラムに基づく施設全体の改修工事を計画的に取り組めます。
- 子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努めます。
- より良い教育環境を目指し、児童・生徒数の将来推計や地域の状況などを注視しながら、必要に応じてその対応を検討します。
- 安全・安心な給食を継続的に提供していく体制を整備するため、調理校を集約し、小学校給食の調理業務委託の推進を図ります。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第 2 次教育振興基本計画	平成 31 年度～令和 5 年度
東久留米市特別支援教育推進計画	平成 27 年度～令和 3 年度
東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画	平成 27 年度～令和 4 年度

基本目標

自然と共生する 環境にやさしいまち

基本的な施策

- 1 水と緑を守り育てる環境づくり
- 2 地球環境にやさしい暮らしづくり

基本的な施策

1. 水と緑を守り育てる環境づくり

基本的な事業

1-1 水と緑の保全と活用

■ 現状と課題

本市には「平成の名水百選」に都内で唯一選定された「落合川と南沢湧水群」を含む数多くの湧水があり、これらを水源とする黒目川や落合川が流れています。豊富な湧水を好む多様な希少な生きものが棲んでいるこれらの湧水や河川は、市民が豊かな水辺環境に触れることのできる憩いの場になっており、本市の貴重な財産となっています。また、市民が水辺に親しむ環境を充実させるとともに、河川沿いの遊歩道の適正な維持管理に努めることや治水対策の強化に向けて、自然環境への影響に配慮した黒目川上流域の雨水整備などを行い、市民団体と協力して水辺環境の保全に努めています。今後も市民が水辺環境に親しめるよう適正な維持管理を行う必要があります。

また、本市は、東京都が指定する保全地域50箇所のうち、8箇所が市内にあるほか、雑木林や農地、屋敷林、樹林地も点在しており、緑に恵まれた環境と言えます。こうした空間は、生きものの生育・生息環境、市民の憩いの場となるだけでなく、防災上の機能や地下水涵養機能を担っています。

本市ではこれまでも「東久留米市のみどりに関する条例」及び「東久留米市宅地開発等に関する条例」に基づき、宅地開発などが行われる土地については、一定の緑地の確保を義務づけていますが、都市化の進展により、制度によって保全されていない雑木林や農地などの民有地については減少傾向にあります。このため、今後市として特に保全すべき価値の高い緑地の保全に向けた事業に取り組んでいく必要があります。

一方、貴重な環境資源である緑を適切に管理し、次世代へつないでいくため、武蔵野の雑木林において、森林環境譲与税を活用して市民団体などと協働して保全に向けた事業を実施しています。今後も市民が親しめるよう市内の公園、緑地などの環境整備を行うとともに、高木・老木化した樹木の適切な維持管理を行う必要があります。また、緑の維持のため「みどりの基金」の効果的な活用などが求められます。

■ 基本的な方向性

- 河川の汚濁の防止に向けた啓発に努めます。
- 水辺環境の適正な維持管理を図るため、河川沿いの遊歩道の適切な管理に努めることや市民団体と協力して水辺環境の保全に努めます。
- 貴重な緑を守るため、適切な手法で緑地の保全、確保を図ります。
- 市内の公園、緑地について市民生活に配慮し、広く市民が親しめるよう環境整備を行うとともに、適切な維持管理を行います。
- 緑地の確保など緑の維持のため、「みどりの基金」の活用や国や都からの補助制度などを活用することで計画的に進めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第二次環境基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度
東久留米市第二次緑の基本計画	平成 25 年度～令和 4 年度
東久留米市緑地保全計画	平成 28 年度～令和 4 年度

基本的な施策

2. 地球環境にやさしいくらしづくり

基本的な事業

2-1 総合的環境施策の推進

■ 現状と課題

市民の快適な生活環境のためには、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などさまざまな環境問題に対し、定期的な調査を行い、関連機関との連携・協力のもと適切な対応が求められます。

地球温暖化について、その解決には世界的な取り組みが必要となっており、本市においては、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を削減するため、照明のLED化など省エネルギーや節電などの対策に取り組んでいます。

身近な問題では、ごみのポイ捨てや騒音、ペットの鳴き声やふんなどへの対策と、一人ひとりのマナーの向上や地域で解決につなげるための相互理解や環境づくりが必要です。

環境美化については、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」に基づき、環境美化推進委員会を中心としてマナー啓発キャンペーンを毎年実施しています。

市内では数多くの団体が環境保全活動を行っており、市民主体の実行委員会が中心となり、市内40以上の団体が参加する環境フェスティバルが毎年開催されています。引き続き、市民の環境保全活動を支援するとともに、学校における環境教育・学習の推進が求められます。



環境美化マナーアップキャンペーン

■ 基本的な方向性

- 市民の生活環境の保全のため、定期的な環境調査を実施し、関係機関との連携・協力のもと、快適な生活環境の維持に努めます。
- 温室効果ガス削減を推進するとともに、市民や事業者の温室効果ガスの削減の理解促進に向けて、普及・啓発に努めます。
- 市民のマナー向上や地域での相互理解に向けた啓発を図り、良好な生活環境の確保を努めます。
- 環境美化に向けて、環境美化推進委員会を中心にポイ捨て等の防止の普及啓発に取り組みます。
- 環境保全に向けた市民や事業者の活動を支援するとともに、教育委員会と情報交換を行いながら、学校における環境教育・学習を推進します。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市第二次環境基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度
東久留米市第二次緑の基本計画	平成 25 年度～令和 4 年度
東久留米市第三次地球温暖化対策実行計画	平成 30 年度～令和 4 年度



環境フェスティバル

基本的な施策

2. 地球環境にやさしいくらしづくり

基本的な事業

2-2 循環型社会形成の推進

■ 現状と課題

市民のごみ減量への意識が高まり、家庭ごみの総量は減少傾向にありますが、最終処分場の埋め立て容量には限界があり、引き続きごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

本市では、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」で掲げた基本方針に基づき、ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、環境負荷ができる限り低減できる循環型社会の形成を目指しています。

また、資源化協力店制度の運用や分別啓発活動の推進などにより、全市的には不法投棄やポイ捨ては減少傾向にありますが、市民・事業者・行政の役割と責任について、周知していく必要があります。

家庭ごみ有料化制度や分別指導などの意識啓発及び情報提供により、ごみ減量化・資源化の推進に向けて、市民の理解を引き続き促していく必要があります。

■ 基本的な方向性

- 「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民生活・社会環境の変化を踏まえ、ごみ減量化・資源化への意識醸成に努め、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識し、協力・連携のもと、ごみ減量化・資源化の取り組みを進めます。
- 家庭ごみ有料化制度については、毎年度の点検・検証を実施し、広報やホームページ等を用いて市民に情報提供を行うことにより、本制度の定着がごみ減量・資源化推進につながるよう、市民一人ひとりの理解促進に努めます。

■ 関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市一般廃棄物処理基本計画	平成 19 年度～令和 3 年度
東久留米市分別収集計画（第 9 期）	令和 2 年度～令和 6 年度
東久留米市第二次環境基本計画	平成 28 年度～令和 7 年度

資料編

基本計画とSDGsとの関係

①SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成された国際目標です。先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取り組みです。

国においては、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を平成28年5月に設置し、同年12月には、今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

持続可能な社会づくりに向けた

教育推進校の指定を受けた東久留米市立東中学校における取り組み①



国連の職員の方の講演会の様子



SDGsのカードゲームをしている様子

②基本計画とSDGsとの関係

日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取り組みは、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

基本構想において、基本目標を達成するための諸施策を基本的な施策として展開していくことは、SDGsの達成に向けた取り組みの推進に資するものと考えています。

そのため、基本的な施策を実現するための取り組みとSDGsとの関係について整理しました。

持続可能な社会づくりに向けた

教育推進校の指定を受けた東久留米市立東中学校における取り組み②

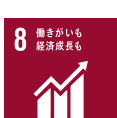


グループ別の生徒の発表の様子①



グループ別の生徒の発表の様子②

③SDGsの17の目標

目標	説明	目標	説明
	【貧困】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		【不平等】各国内及び各国間の不平等を是正する。
	【飢餓】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		【持続可能な都市】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	【保健】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		【持続可能な生産と消費】持続可能な生産消費形態を確保する。
	【教育】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		【気候変動】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	【ジェンダー】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		【海洋資源】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	【水・衛生】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		【陸上資源】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	【エネルギー】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		【平和】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	【経済成長と雇用】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		【実施手段】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	【インフラ、産業化、イノベーション】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	※説明は外務省の日本語訳を参照しています。	

④基本計画の各施策とSDGsの17の目標との関係

基本目標	基本的な施策	SDGs の 17 の目標
基本構想実現のために	I 協働によるまちづくりの推進	10 人や国の不平等をなくそう 11 持続可能な都市を築こう 16 平和と公正な社会を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	II 互いに尊重しあえる意識の醸成	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を推進しよう 8 働きがい、経済成長を 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正な社会を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	III 持続可能な行財政運営	16 平和と公正な社会を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
共に創るにぎわいあふれるまち	1 地域経済の活性化	8 働きがい、経済成長を 9 質の高いインフラを築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	2 都市農業の振興	2 気候変動に具体的な対策を 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	3 地域力の向上	11 持続可能な都市を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	4 生涯学習の推進	4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう 11 持続可能な都市を築こう 16 平和と公正な社会を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
安心して快適にすごせるまち	1 安全・安心な地域づくり	1 平和と公正な社会を築こう 3 持続可能な消費と生産を実現しよう 9 質の高いインフラを築こう 11 持続可能な都市を築こう 13 気候変動に具体的な対策を 16 平和と公正な社会を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	2 快適な住環境整備の推進	1 平和と公正な社会を築こう 3 持続可能な消費と生産を実現しよう 6 清潔な水と衛生を 9 質の高いインフラを築こう 11 持続可能な都市を築こう 12 つくばるもの、消費の責任を 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナリシップで目標を達成しよう
いきいきと健康に暮らせるまち	1 支え合う地域福祉の推進	1 平和と公正な社会を築こう 3 持続可能な消費と生産を実現しよう 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがい、経済成長を 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	2 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり	1 平和と公正な社会を築こう 3 持続可能な消費と生産を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 持続可能な都市を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	3 障害者がいきいきと暮らせる地域づくり	1 平和と公正な社会を築こう 3 持続可能な消費と生産を実現しよう 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがい、経済成長を 10 人や国の不平等をなくそう 11 持続可能な都市を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	4 健やかな生活を支える保健医療の推進	3 持続可能な消費と生産を実現しよう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
子どもが豊かに成長できるまち	1 子どもを安心して生み育てられる環境づくり	1 平和と公正な社会を築こう 3 持続可能な消費と生産を実現しよう 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがい、経済成長を 11 持続可能な都市を築こう 16 平和と公正な社会を築こう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	2 子どもの未来を育む学校づくり	1 平和と公正な社会を築こう 3 持続可能な消費と生産を実現しよう 4 質の高い教育をみんなに 11 持続可能な都市を築こう 12 つくばるもの、消費の責任を 17 パートナリシップで目標を達成しよう
自然と共生する環境にやさしいまち	1 水と緑を守り育てる環境づくり	6 清潔な水と衛生を 11 持続可能な都市を築こう 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	2 地球環境にやさしいくらしづくり	3 持続可能な消費と生産を実現しよう 7 持続可能なエネルギーを 11 持続可能な都市を築こう 12 つくばるもの、消費の責任を 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※ SDGs には 17 の目標とそれぞれの下により具体的な 169 のターゲット（達成基準）があります。

※基本的な施策とSDGsの17の目標について、基本計画の基本的な事業に記載された取り組みとSDGsの169のターゲットの紐づけを行い、現時点の考え方を表として整理しました。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例

昭和60年4月1日条例第14号

改正

平成14年12月27日条例第28号

平成23年6月30日条例第13号

東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例

(設置)

第1条 東久留米市長期総合計画基本構想を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、東久留米市長期総合計画基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画基本構想の策定に関する必要な事項を調査及び審議し、答申する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画経営室において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成23年6月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

区分	氏名	備考
市民	遠藤 清美	
	中路 真由美	
	水戸部 啓一	
	矢部 晶代	
学識経験を有する者	奥 真美	会長
	渋谷 信和	副会長
	杉原 弘恭	
	三浦 朋子	
公共的団体等の代表者	有賀 康明	
	梅本 富士子	
	大山 裕視	
	岸 伊佐雄	
	斎藤 利之	
	松本 誠一	
	若林 弘子	

諮問書

30東久企企発第51号

平成31年2月1日

東久留米市長期総合計画基本構想審議会 会長 殿

東久留米市長 並木 克巳

諮 問 書

平成33年4月から10カ年を計画期間とする第5次長期総合計画を策定するに当たり、まちづくりの基本的な方向・方針を示し、かつ、計画的な行政運営の指針となる基本構想に係る下記事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は平成32年7月31日までをお願いいたします。

記

1. まちの将来像
2. まちづくりの基本理念
3. 基本構想実現のための方策
4. まちづくりの基本目標
5. 基本的な施策(基本目標を達成するための施策の大綱)
6. 将来人口と土地利用に関する方針

答申書

令和2年7月20日

東久留米市長 並木 克巳 殿

東久留米市長期総合計画基本構想審議会
会長 奥 真美

答 申 書

平成31年2月1日付30東久企企発第51号をもって、本審議会に諮問されました、市政運営の指針となる第5次長期総合計画基本構想について、ここに成案を得ましたので、別冊資料を添えて答申いたします。

答申にあたって

東久留米市長期総合計画基本構想審議会は、東久留米市が令和3年度から10力年を目標年次とする第5次長期総合計画を策定するにあたり、平成31年2月1日に東久留米市長より委嘱を受け、公募市民、学識経験者、公共的団体等の代表者からなる総勢15名の委員により、審議を重ねてまいりました。この間、アンケート調査、ワークショップ、市民フォーラム、パブリックコメント等を通じて、できる限り多くの市民意見を取り入れるべく努めながら、全12回の審議を経て、ここに本答申を取りまとめました。

東久留米市を取り巻く社会情勢は大きく変動しています。少子高齢化や人口減少等の状況に対し、行政に求められる課題はますます多様化、複雑化してきており、限られた資源を効果的・効率的に活用するなかで持続可能な行政運営を図っていくことが求められています。情報通信技術や人工知能等の技術革新のみならず、自然災害の頻発・激甚化や新たな感染症の感染拡大は、社会全体に行動変容を迫るとともに、今後の地域社会、地域経済のあり方や私たちの生活様式を大きく変えていくことが予想されます。こうしたなか、長期的な視点と広い視野を有する総合計画は、自治体経営の進むべき指針を示すものとして、ますます重要な役割を担うものとなります。

本審議会においては、現在の東久留米市を取り巻く諸状況の把握に始まり、現状と今後の課題を踏まえ、これからのまちづくりの目指すべき方向性などについて、議論してまいりました。そして、今まで培ってきた東久留米のイメージを継承しながらも、未来に希望をもって一人ひとりがいきいきと暮らし、人々が行き交い、まちが潤い、魅力あふれるまちとなることをめざして、まちの将来像を「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」としました。

現在、新型コロナウイルスの感染は世界中で広がっており、その影響により、今後の社会経済情勢が大きく変化していくことが想定されます。今後策定が予定されている基本計画では、たとえ情勢変化によって厳しい状況が続くとしても、計画の目標達成に向けた取組みが創意工夫のもとになされていくよう、市としての方向性を示すものとなることを期待します。最後に、さまざまなご意見等をお寄せくださいました市民の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、本答申に描かれたまちの将来像の実現に向けて「みんなが主役のまちづくり」が展開されていきますよう、大いに期待しております。

東久留米市長期総合計画基本構想審議会

会 長 奥 真美

副会長 渋井 信和

委 員	有賀 康明	梅本 富士子	遠藤 清美
	大山 裕視	岸 伊佐雄	斎藤 利之
	杉原 弘恭	中路 真由美	松本 誠一
	三浦 朋子	水戸部 啓一	矢部 晶代
	若林 弘子		

(50音順)

東久留米市長期総合計画基本構想審議会審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成31年 2月1日	東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例について 東久留米市長期総合計画条例について 東久留米市第5次長期総合計画策定方針について 社会経済情勢の現状等の整理・分析について
第2回	3月27日	基本構想の検討の進め方について 東久留米市の現状等を示すデータについて 市民アンケート調査結果について 団体・企業アンケート調査結果について
第3回	4月24日	人口推計について 財政推計について 基本目標の検討について ・「にぎわいと活力あふれるまち」
第4回	令和元年 5月27日	基本目標の検討について ・「住みやすさを感じるまち」 ・「健康で幸せにすごせるまち」
第5回	7月1日	基本目標の検討について ・「子どもの未来と文化をはぐくむまち」 ・「地球環境にやさしいまち」
第6回	8月7日	基本目標の体系について まちの将来像について
第7回	9月20日	まちづくりの基本目標について まちの将来像について
第8回	10月10日	第5次長期総合計画基本構想中間答申（案）について
第9回	1月29日	中間答申に対する市民からのご意見 基本構想の検討
第10回	2月19日	基本構想の検討
第11回	6月24日	パブリックコメントの結果について 「答申にあたって」について
	7月20日	市長への答申



市民参加事業の状況

開催		内容
平成 30 年	10 月	東久留米市長期総合計画基本構想審議会委員公募 (市民公募 4 人)
	11 月	第 5 次長期総合計画策定に向けたアンケート調査 (調査対象者：2,000 人、回収結果：653 人)
	12 月	団体・企業アンケート調査 (調査対象：18 社・3 団体、回答：17 社・3 団体)
令和元年	5 月 22 日	小学生ワークショップ (会場：子どもセンターあおぞら、参加者：約 60 人)
	6 月 12 日	中学生ワークショップ (会場：市庁舎、参加者：各中学校からの推薦者 15 人)
	7 月 6 日	まちなかシールアンケート (会場：イトーヨーカドー東久留米店及びイオンモール東久留米店、回答：480 人)
	7 月 7 日	
	11 月 6 日 ～ 12 月 27 日	市ホームページ等による意見募集 (意見提出者数：7 人)
	12 月 15 日	第 5 次長期総合計画 市民フォーラム (会場：市民プラザホール、参加者：約 80 人、 意見提出者数：25 人)
令和 2 年	5 月 7 日 ～ 5 月 26 日	パブリックコメント募集 基本構想 (素案) (意見提出者：3 人)
	12 月 1 日 ～ 12 月 25 日	パブリックコメント募集 基本計画 (素案) (意見提出者：8 人)

主な市民参加事業の実施概要

1 小学生ワークショップ

実施テーマ	「まちの好きなところ」、「将来どのようなまちになってほしいか」
開催日時	令和元年5月22日(水)午後4時～午後4時30分
会 場	子どもセンターあおぞら
出席者	市内小学生 約30名



2 中学生ワークショップ

実施テーマ	「東久留米市の好きなところ、足りないところ」、「東久留米市がどんなまちになってほしいか」、「望むまちの姿を実現するために自分たちができること」
開催日時	令和元年6月12日(水)午後3時～午後5時30分
会 場	市庁舎
出席者	各中学校からの推薦者15人



3 まちなかシールアンケート

実施テーマ	「新しい『まちの将来像(キャッチフレーズ)』に必要だと思うフレーズ」
開催日時	令和元年7月6日(土)、7月7日(日)
会 場	イトーヨーカドー東久留米店及びイオンモール東久留米店
回答者	480人



4 第5次長期総合計画 市民フォーラム

実施テーマ	「まちづくりについて考える」
開催日時	令和元年12月15日(日)午前10時～正午
会 場	市民プラザホール
来場者	約80人(意見提出者数 25人)
内 容	報告「東久留米市の現状や課題について」 報告者：企画経営室企画調整課主査 沼田 多加志 報告「基本構想の中間答申について」 報告者：東久留米市長期総合計画基本構想審議会会長 奥 真美 氏(首都大学東京 都市環境学部 教授) パネルディスカッション パネリスト： 東久留米市長期総合計画基本構想審議会 会 長 奥 真美 氏(首都大学東京 都市環境学部 教授) 副会長 渋谷 信和 氏(都市計画審議会会長、元東京都総務局理事) 委 員 杉原 弘恭 氏(学校法人自由学園 最高学部 特任教授、環境審議会会長) 委 員 三浦 朋子 氏(亜細亜大学 法学部 准教授) 東久留米市長 並木 克巳



東久留米市第5次長期総合計画策定委員会設置要綱

平成30年10月18日訓令乙第163号

東久留米市第5次長期総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市第5次長期総合計画における基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、東久留米市長期総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、基本計画策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長(以下「市長」という。)に報告する。

(組織)

第3 委員会は、東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則(昭和46年東久留米市規則第25号)第4条第1項に規定する者(ただし、市長を除く。)をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長を、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

(1) 地域活性・環境部会

(2) 安全安心・都市整備部会

(3) 福祉・保健部会

(4) 子ども・教育部会

(5) 計画推進部会

2 部会は、委員会の求めに応じて、第2に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 部会の構成は、別表のとおりとする。

4 委員長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該部会の構成を変更することができる。

(部会の運営等)

第7 部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。

- 3 部会長は、部会を招集し主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
(庶務)

第8 委員会及び部会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。
(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成30年10月18日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による報告をもって廃止する。

付 則(令和元年11月20日訓令乙第43号)

- 1 この訓令は、令和元年11月20日から施行する。

別表(第6関係)

部会名	まちづくりの 基本目標	基本的な施策	部会員 【職名】
地域活性・ 環境部会	共に創るにぎ わいあふれる まち	地域経済の活性化	市民部長 環境安全部長 教育部長 市民部産業政策課長 市民部生活文化課長 環境安全部環境政策課長 環境安全部ごみ対策課長 都市建設部管理課長 教育部生涯学習課長 教育部図書館長
		都市農業の振興	
		地域力の向上	
		生涯学習の推進	
	自然と共生す る環境にやさ しいまち	水と緑を守り育てる環境 づくり	
		地球環境にやさしい くらしづくり	
安全安心・ 都市整備部会	安心して快適 にすごせるま ち	安全・安心な地域づくり	環境安全部長 都市建設部長 市民部生活文化課長 環境安全部防災防犯課長 環境安全部環境政策課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部道路計画課長 都市建設部管理課長 都市建設部施設建設課長
		都市基盤整備の推進	

部会名	まちづくりの 基本目標	基本的な施策	部会員 【職名】
福祉・ 保健部会	いきいきと健康に暮らせるまち	高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり	福祉保健部長 福祉保健部福祉総務課長 福祉保健部障害福祉課長 福祉保健部介護福祉課長 福祉保健部健康課長 福祉保健部保険年金課長
		障害者がいきいきと暮らせる地域づくり	
		健やかな生活を支える保健医療の推進	
子ども・ 教育部会	子どもが豊かに成長できるまち	子どもを安心して産み育てられる環境づくり	子ども家庭部長 教育部長 教育部参事 福祉保健部健康課長 子ども家庭部子育て支援課長 子ども家庭部児童青少年課長 教育部教育総務課長 教育部学務課長 教育部指導室長
		子どもの未来を育む学校づくり	
計画推進部会	基本構想実現のために	協働によるまちづくりの推進	企画経営室長 総務部長 市民部長 企画経営室行政管理課長 企画経営室秘書広報課長 企画経営室財政課長 総務部総務課長 総務部職員課長 総務部情報管理課長 総務部管財課長 市民部生活文化課長 市民部課税課長 市民部納税課長 都市建設部施設建設課長
		互いに尊重しあえる意識の醸成	
		持続可能な行財政運営	

用語集

	用語	説明	掲載ページ
五十音順			
ア行	一般会計	市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務事業を執行するための事業費を計上して経理する会計。	52
	雨水管渠整備	雨水を排水するための排水路等を整備すること。	52
カ行	起債（市債）	市が事業を行うために必要な財源を調達するために、借入を行うこと。	25
	北多摩北部医療圏	医療法により「東京都保健医療計画」において定められた小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の5市からなる二次保健医療圏。	70
	緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路のこと。	40, 41
	公営企業	地方自治体が経営する上・下水道、交通、病院などの公益性が高い事業。原則として当該事業の経費はその事業の収入を充てる独立採算による運営が求められる。	53
	公共交通空白地域	鉄道駅から700メートル以上、バス停から300メートル以上離れた地域。	50
	公共施設マネジメント	公共施設を自治体経営の視点から総合的に管理運営及び有効活用する仕組み。	8
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。	60
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保する機能を持つ仕組み。	78
	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合的な支援をめざして設置され、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みにも応え、地域の子育て支援活動の推進をめざす機関。	79, 82
サ行	子ども・子育て支援新制度	平成27年4月よりスタートした子どもや子育てに関する様々な課題を解決するための制度。幼児期の学校教育や保育の質の向上、待機児童の解消などへの取り組みを行っていく。	76
	財政調整基金	大幅な税の収入があった場合などに積み立て、予期しない収入減少や支出増加が生じたときに取り崩すことにより、年度間の財源の不均衡を調整するための基金。	25

	用語	説明	掲載ページ
サ 行	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。	40, 41
	施設整備プログラム	平成 27 年度に策定した「施設保全計画」に基づき、本市の公共施設の維持保全を具体的に推進するための実行計画。	24, 87
	指定管理者制度	多様化・高度化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営について、期間を定めて、民間事業者等を指定し、その発想とノウハウを生かした多様で質の高いサービスを提供する手法。	30, 33, 37
	児童虐待	親または養育者が子ども（18 歳未満）に対し、身体的・精神的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないなどのこと。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（不適切な養育・保護の怠慢）、心理的虐待の 4 つのタイプに分類されている。	82
	児童発達支援センター	発達に遅れのある又は障害のある子どもを通所させ、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう、家族への支援を行う施設。	68, 69, 79
	市民大学	市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材を講師として講座を行うもの。	32, 33
	市民農園	市が農園を借り上げ、市民に貸し出す農地。市民が季節ごとの野菜づくりや園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わう。市民相互の交流やコミュニティづくりにも寄与する目的を持つ。	29
	受益者負担	特定のサービスを受ける者に対し、受益に応じた負担を求めること。	25
	情報公開制度	「東久留米市情報公開条例」に基づき、だれでも行政文書の開示を請求することができる制度。	21
	人事評価制度	任用、給与など人事管理の基礎とするために、職員の発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。	26
	森林環境譲与税	国から市町村及び都道府県に対し、譲与される。法令で用途が定められており、市町村は森林の整備や担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策等の費用に充てることになっている。	90
	スマート自治体	システムや AI 等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。	8, 24

	用語	説明	掲載ページ
サ 行	生産年齢人口	生産活動において労働の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。	11, 25
	生産緑地	市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区。指定されると、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が制限される。	29, 48, 49
タ 行	男女共同参画社会	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会。	23
	地域子育て支援センター	保育士などの専任の職員を配置し、地域の子育て家庭の育児不安などについての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための施設。	82
	地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。	3, 30, 42
	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、「医療・介護・介護予防・生活支援」などの様々なサービスを、一体的かつ適切に提供できるような支援体制のこと。	60, 61, 63
	地域包括ケア病床	急性期治療を終え、症状は安定したものの、直ぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者に対し、在宅復帰に向けて診療、看護、リハビリを行うことを目的とした病床。	70
	地域包括支援センター	平成 18 年の介護保険法改正に伴い創設された、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、保健、医療、福祉のさまざまな面から、総合的に相談に応じ、支援していく機関。	46, 61, 62, 63
	地産地消	地域生産地域消費の略。地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。	3, 29
	地区計画制度	用途地域等を補完し、地区の土地利用などの現況に応じて、道路や公園などの配置、敷地の規模、建物の建て方や使い方などを都市計画として定め、これにより地区の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを進めていく制度。	48
	地方公営企業法	地方公共団体が経営する地方公営企業が、企業としての経済性を十分に発揮できるよう、その組織、財務、職員の身分取り扱い等について定めるもの。	53

	用語	説明	掲載ページ
タ行	デマンド型交通	需要応答型交通システムのこと。路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行方式が存在する交通のこと。	50, 51
	電子商取引	インターネットその他のコンピュータ・ネットワークを利用して行われる商取引のこと	46
	透水性舗装	舗装内の空隙を利用して路面に降った雨水を、そのまま地中に還元する機能を持つ舗装。	47
	特定地域型保育事業	市から確認を受けて定員 19 人以下の少人数で行われる保育事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に分けられる。	76
	都市計画道路	都市計画法で定められた都市施設のうち、都市計画決定された道路のこと。	11, 44, 47, 48, 50
	都立六仙公園	東久留米市のほぼ中心（中央町三丁目）に位置し、北多摩地域における緑の拠点として計画された 15 ヘクタールの都立公園。	48, 49
ナ行	二次保健医療圏	一般の医療需要に対応するために東京都が設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保し、医療機関の機能連携に基づく医療サービスや、広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供するための地域的単位。	70
ハ行	ハイリスクアプローチ	健診等により疾患の発症リスクが把握された対象者に介入し、リスクを軽減することによって、疾病を予防する方法。	74
	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、被害の範囲や程度、及び避難場所・避難経路の位置などを示した地図。	41
	パブリックコメント	意見公募手続。地方自治体などが重要な施策などを定める際に、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を求めるもの。	21, 103, 104, 105
	バリアフリー	物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方。	4
	バリアフリー化	障害者や高齢者などが生活を営むうえで、支障がないように、建物や道路などの設計・施工を行うこと。	21, 45, 64, 65
	ヒートアイランド	人口集中による熱の大量放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人口物の増加、自動車、エアコンなどによる排熱の増加、緑地などの自然空間の減少により地表面での熱の吸収が行なわれず、都市部に熱が溜まる現象。郊外よりも気温が高くなり、等熱線を描くと、都市部を中心とした島のようになることからこのように呼ばれる。	11

	用語	説明	掲載ページ
八行	平成の名水百選	環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100カ所の湧水・河川（用水）・地下水。東京都内では「落合川と南沢湧水群」が唯一選定されている。	2, 90
	包摂（インクルーシブ）な社会	障害の有無などによって排除されず、社会の構成員の一員として支えあいながら、分け隔てられることなく生活できる社会。	65
	防災行政無線	都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用する無線局のシステム。平常時には一般行政事務に使用できる。	41
	ポピュレーションアプローチ	対象を限定せず集団全体に健康づくりの情報やサービスを提供するなどの働きかけを行うことにより、集団全体のリスクを低い方に誘導する方法。	73, 74
マ行	民生・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法によって児童委員も兼ねている。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しており、地域住民と同じ立場で生活や福祉に関する相談に応じ、支援を必要とする住民と関係機関をつなぐ役割を果たしている。	56
	無電柱化	電線類を地中に埋設するなどの手法により、地上から電柱や電線をなくすこと。	40, 41
ヤ行	屋敷林	農家などの家屋の周囲に植えられた林。防風・防火など家屋を保護する効果がある。	90
	優先整備路線	東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において選定された、今後10年間（平成28年度から令和7年度まで）で優先的に整備すべき路線のこと。	47
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。	4, 34, 35
ラ行	リテラシー	適切に理解、解釈し、活用する能力のこと。なお、情報リテラシーとメディアリテラシーは、情報とメディアに対応するものであり、情報やメディアに関する理解・操作・判断・選択・表現などの能力や、情報の探索・評価などの能力まで含んでいる。	34
	レファレンスサービス	図書館において必要な情報や資料を探す際、図書館員がそれをサポートするサービス。	35
	ロボティクス	ロボット工学のこと。住民からの各種申請書類のシステム入力業務を自動入力することで省力化を図ることができるなど、スマート自治体の実現に向けた1つの手段。	8

	用語	説明	掲載ページ
ワ 行	ワークライフバランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす概念や取り組み。	26
アルファベット順			
	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。	24
	ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術。	24, 35, 85
	SDGs	国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。	2, 96, 97, 98, 99
	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して人とつながるサービス。	21, 41
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の 4 段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法。	61
数字順			
	2025 年	いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となる年。国の推計では、2025 年には、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上となり、医療や介護の需要増に伴う社会保障費の増加が予想されている。	63
	2040 年	いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上の高齢者となり、日本の高齢者人口（65 歳以上）がピークになるとされている。国の推計では、2040 年には、65 歳以上の人口が 4,000 万人に達すると推定されている。	61, 63
	5 がん検診	胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を指す。	72, 73
	65 歳健康寿命	現在 65 歳の人々が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を“健康”と考え、その障害のために要介護認定を受けた年齢を平均的に表すものをいう。本計画には、東京都で出している「要介護 2 以上」の健康寿命を掲載している。〔65 歳健康寿命 = 65（歳）+ 65 歳平均自立期間（年）〕	60, 72, 73

東久留米市第5次長期総合計画 基本構想・基本計画

令和3年2月

発 行 / 東久留米市

編 集 / 東久留米市企画経営室企画調整課

住 所 / 〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電 話 / 042-470-7777(代表)

F A X / 042-470-7804

E-mail / kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

